

**幼児教育の質の向上について
(中間報告)**

令和2年5月26日

幼児教育の実践の質向上に関する検討会

(目 次)

はじめに	2
I. 幼児教育の振興の意義及び今後の基本的な方向性	3
1. 幼児教育の重要性	3
2. 幼児教育を巡る近年の政策の動向	3
3. 幼児教育の実践の質向上	4
4. 新型コロナウイルス感染症拡大の状況における幼稚園等の取組	5
II. 幼児教育の質の向上のための具体的方策	6
1. 幼児教育の内容・方法の改善・充実	6
(1) 幼稚園教育要領等の理解推進・改善	7
(2) 小学校教育との円滑な接続の推進	7
(3) 教育環境の整備	9
(4) 特別な配慮を必要とする幼児への支援	10
2. 幼児教育を担う人材の確保・資質及び専門性の向上	12
(1) 処遇改善をはじめとした人材の確保	12
(2) 研修の充実等による資質の向上	13
(3) 教職員の専門性の向上	14
3. 幼児教育の質の評価の促進	15
(1) 幼児教育施設への適切な指導監督等の実施	16
(2) 幼児教育施設における評価等を通じた運営改善	16
(3) 幼児教育の質の評価に関する手法開発・成果の普及	17
4. 家庭・地域における幼児教育の支援	17
(1) 保護者等に対する学習機会・情報の提供	17
(2) 関係機関相互の連携強化	18
(3) 幼児教育施設における子育ての支援の促進	18
5. 幼児教育を推進するための体制の構築	19
(1) 地方公共団体における体制の構築	20
(2) 調査研究の推進	21
6. 新型コロナウイルス感染症拡大の状況における幼稚園等の具体的な取組	22

はじめに

令和元年10月1日より、幼児教育・保育の無償化がスタートした。同年5月に子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）が成立し、消費税率引上げの財源を活用して、これまで段階的に進められてきた無償化の取組を一気に加速する形で実施されることとなった。この無償化の意義としては、少子化対策の必要性と並んで、幼児教育の重要性が掲げられているところである。

一方で、平成29年3月には、子供の育ちをめぐる環境の変化等も踏まえながら、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が改訂され、平成30年4月からこうした新幼稚園教育要領等を踏まえた現場での実践が行われている。

平成18年の教育基本法の改正の際、幼児教育については、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることが規定され、以来、約10年が経過した。幼児教育の重要性の認識の高まりと、それに伴う幼児教育の質の向上を求める声の高まりに対し、国、地方公共団体はもとより、幼児教育に携わる者の全てが協力し、取り組んでいくことが必要である。

本検討会は、こうした背景を踏まえ、幼児教育の実践の更なる質の確保・向上に関する方策等について検討することを目的に設置され、平成30年6月に第1回を開催し、これまで9回にわたって、様々なテーマについて有識者へのヒアリングや議論を行ってきた。

また、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言の対象地域が本年4月に全国に拡大され、様々な施設が休業せざるを得ない状況が広まる中、本検討会においては、子供たちの心身の健全な発達に向けた家庭及び地域における教育の支援をはじめ幼児教育がその役割をしっかりと果たしていくことについても議論したところである。これらを踏まえ、今般、これまでの検討結果について中間的に取りまとめることとしたものである。

本中間報告が、我が国の質の高い幼児教育の提供及び子供たちの健やかな成長を育む環境の一層の充実に向けた施策等の推進の一助となることを期待する。

I. 幼児教育の振興の意義及び今後の基本的な方向性

1. 幼児教育の重要性

- 幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである。平成18年に全面改正された教育基本法（平成18年法律第120号）においては、こうした幼児教育の重要性が謳われ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならないとされた。
- 平成19年には、学校教育法（昭和22年法律第26号）が改正され、幼稚園が学校教育のはじまりとして、小学校以降の教育との発達や学びの連続性が明確になるよう、各学校種の中で最初に規定されるとともに、教育基本法に教育の目的、目標及び幼児期の教育に関する規定が置かれたこと等を踏まえ、学校教育法の幼稚園の目的及び目標に関する規定が置かれた。そして、その目的としては、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものであることが明記されている。
- 諸外国においても、質の高い幼児教育を提供することで、忍耐力や自己制御、自尊心といった社会情動的スキルやいわゆる非認知的能力を育み、将来の生活に大きな差を生じさせる効果があるとの研究成果をはじめ、幼児教育への重要性についての認識が高まっている。

2. 幼児教育を巡る近年の政策の動向

- こうした幼児教育への重要性の認識の高まりから、近年、幼児教育・保育の無償化をはじめ幼児教育を巡る国の政策は大きな動きを見せている。平成27年4月より、子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）がスタートした。新制度においては、幼稚園、保育所、認定こども園等のそれぞれの創意工夫を生かした良質かつ適切な教育・保育の提供体制を整備することとされ、実施主体である市町村は、域内の教育・保育について、一体的にその量の拡充・質の向上を図ることが求められている。国においては、引き続き、各年度の予算編成過程において、質の向上のための0.3兆円超の財源確保をはじめとした、量の拡充・質の向上を図るための安定的な財源の確保に努めることが求められているところである。
- また、令和元年10月1日から、急速な少子化の進行、家庭・地域を取り巻く環境の変化に鑑み、子ども・子育て支援を充実させる観点から、3歳から5歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化する、幼児教育・保育の無償化が実施されている。新制度により幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図ってきている中、幼児教

育・保育の無償化は、子育て世代の経済的負担を軽減し、少子化対策にも貢献する意義を有するとともに、幼児教育を受ける機会を実質的に保障する意義を有していると言える。

- 幼児教育の重要性については、これまでも様々な場面で指摘がなされてきたところであるが、幼児教育分野に対する公的投資がこれほど大きくなった時代はなく、同時にそれに見合うだけの質の高い教育が提供できているのか、幼児教育の質の向上を求める声が強くなっていると言える。
- 平成31年4月には、中央教育審議会は文部科学大臣から「新しい時代の初等中等教育の在り方について」の諮問を受け、同諮問の中では、「幼児教育の無償化を踏まえた幼児教育の質の向上」が審議事項の一つとして位置付けられている。

3. 幼児教育の実践の質向上

- 幼児教育の質の向上を目的とした近年の制度改正については、幼児教育施設における教育等の内容の基準である幼稚園教育要領（平成29年文部科学省告示第62号）、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）（以下「幼稚園教育要領等」という。）が平成29年3月に告示され、子供に育みたい資質・能力¹等を共通化して明確にするなど、その内容について一層の整合性が図られたところであり、平成30年度から新幼稚園教育要領等に基づいた現場での実践が始まっている。
- また、教師の資質向上については、平成28年11月に教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）及び教育職員免許法（昭和24年法律第147号）等の一部改正が行われ、幼稚園及び幼保連携型認定こども園を含む教師としての資質向上に関する指標が全国的に整備されるとともに、大学の教職課程²の科目区分が大きくくり化されるなど、新たな体制の構築が図られた。
- 一方で、急速な少子化の進行、家庭及び地域を取り巻く状況の変化等が複合的に絡み合い、幼児の生活体験が不足しているといった課題も見られる。各幼児教育施設においては、集団活動を通して、家庭や地域では体験し難い、社会・文化・自然等に触れる中で、幼児期に育みたい資質・能力を育成する適切な環境下での幼児教育の実践が求められている。

¹ 「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」。

² 教育職員免許法別表第1備考第5号イにより、文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程。

- こうした国の制度や施策、幼児教育施設を取り巻く現状を踏まえ、個々の教職員が、子供との直接の関わり合いをはじめ、幼児教育関係団体等とも連携・協力しながら幼児教育の実践の質向上に一層取り組んでいくことが重要である。

4. 新型コロナウイルス感染症拡大の状況における幼稚園等の取組

- 新型コロナウイルス感染症が拡大する中、幼稚園等においては、自宅で過ごすことが多くなる幼児及びその保護者との連携を密にし、幼児の健康状態の把握や心のケア等家庭における幼児の心身の健全な発達に向けた必要な支援を行うことが求められる。
- このため、幼稚園等が家庭及び地域における教育の支援等をはじめ幼児教育の充実に積極的に取り組むことができるよう、後述するように、園務改善のためのICT化の支援や施設の衛生環境の改善とともに、行政においても関係機関相互の連携を強化するための体制の整備等が求められる。

Ⅱ. 幼児教育の質の向上のための具体的方策

- 幼児教育は、幼稚園、保育所、認定こども園といった幼児教育施設だけでなく、家庭、地域等の幼児が関わる遊びや生活のあらゆる場面において行われるものであり、それら全てを通じて、子供の健やかな育ちを目指し、その最善の利益を考慮した質の高い環境が提供されるべきものである。
- このため、国及び地方公共団体はもとより、幼児教育に関わる全ての者が相互に協力しながら、それぞれの役割を果たし、質の高い幼児教育が提供され、全ての子供が健やかに成長できる良好な環境が整えられていることを目指す必要がある。
- 今回、幼児教育の質の向上の実現に向けて、総合的に施策を展開する観点から、以下の六つの柱建てに沿って、具体的方策を提言する。
 1. 幼児教育の内容・方法の改善・充実
 2. 幼児教育を担う人材の確保・資質及び専門性の向上
 3. 幼児教育の質の評価の促進
 4. 家庭・地域における幼児教育の支援
 5. 幼児教育を推進するための体制の構築
 6. 新型コロナウイルス感染症拡大の状況における幼稚園等の具体的な取組

1. 幼児教育の内容・方法の改善・充実

- 幼児期は、人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、この時期に、好奇心や探究心、豊かな感性など生涯にわたる学びの基礎を育むことは重要である。このため、幼児教育施設における教育は、幼児の自発的な活動としての「遊び」を発達の基礎を培う重要な学習であるとして、「環境を通して行う教育」を基本としている。
- 幼稚園教育要領では、「教師は、幼児の主体的な活動が確保されるよう幼児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成しなければならない。」と定めており、教科書のような主たる教材を用いず、教師は、幼児一人一人の発達を見通し、幼児が必要な体験ができるように環境を構成し、さらには、幼児の活動の展開に伴って環境を再構成していく必要がある。幼児教育には特有の難しさが存在する。また、近年では障害のある幼児や外国人幼児等といった特別な配慮を必要とする幼児への対応など、幼児教育現場の課題は多様化・複雑化している状況にある。

- こうしたことを踏まえた幼児教育の内容・方法については、新幼稚園教育要領等が平成30年4月から実施されており、その内容を教職員一人一人が理解し、現場での実践に反映させることが重要である。

(1) 幼稚園教育要領等の理解推進・改善

- 教育は、子供の望ましい発達を期待し、子供の持つ潜在的な可能性に働き掛け、その人格の形成を図る営みである。特に、幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っており、幼稚園教育要領等に基づき、各園の創意工夫を生かした質の高い教育の実践が求められている。
- そのためには、新幼稚園教育要領等の趣旨や内容について、研修や研究協議会等を通じて関係者の理解を深めるようにするとともに、新幼稚園教育要領等の実施状況や成果等を把握する取組が必要である。
- また、教職員の参考となる資料の作成、調査研究や好事例等の情報提供を通じて、幼児教育施設における教育内容や指導方法の改善及び充実を図る必要がある。
- さらに、幼児教育施設では、環境を通して行う教育を基本としていることから、子供を取り巻く環境の全てが教材となり得ることを踏まえ、環境が子供の発達にとってどのような意味があるのかといった環境の教育的価値について研究を積み重ねていくことが重要である。
- 家庭、地域、幼児教育施設という一連の生活の流れの中で、子供の望ましい発達が促されることから、幼児教育施設における教育を通じて、どのような資質・能力を育てていきたいのか、その資質・能力が社会とどのようにつながっていくのかについて、幼児教育施設は家庭や地域と認識を共有する必要がある。そして、どのような資質・能力を育むようにするのかを教育課程等において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていく、「社会に開かれた教育課程」を実現させていくことが重要である。

(2) 小学校教育との円滑な接続の推進

- 幼児教育施設の教育において育まれてきた資質・能力について、小学校教育を通じて更に伸ばしていくためには、新幼稚園教育要領等で位置付けられた、資質・能力が育まれている5歳児修了時の具体的な姿である「幼

児期の終わりまでに育ってほしい姿³」を手掛かりに、幼児教育施設と小学校の教職員が子供の成長を共有するなどの連携を図り、幼児教育と小学校教育との接続⁴の一層の強化を図る必要がある。

- 幼児教育施設では、その活動が小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにする必要がある。
- 小学校教育では、生活科を中心としたスタートカリキュラムの中で、短時間での学習などを含む授業時間や指導及び環境の構成等の工夫を行いながら、幼児期に総合的に育まれた資質・能力を各教科等の特質に応じた学びにつなげていく必要がある。
- 小学校入学当初は、幼児期の生活に近い活動と児童期の学び方を織り交ぜながら、幼児期の学びを踏まえて、児童が主体的に自己を発揮できるようにすることが大切であり、スタートカリキュラムは、幼児教育と小学校教育を円滑に接続する重要な役割を担っている。
- 幼児期から小学校への教育的なつながりを確保するためには、園長・校長のリーダーシップの下、幼児と児童の交流だけでなく、幼児教育施設と小学校の教職員が、両者の教育について理解を深め、また、両者が抱える教育上の課題を共有しておくことが重要であり、幼児教育施設と小学校の教職員の合同研修等の実施や、人事交流、相互の派遣研修等の推進が必要である。
- なお、地域の幼児教育と小学校教育の円滑な接続の観点から、小学校との連携は、幼稚園だけではなく、保育所や認定こども園等も含めた幼児教育施設全体で推進していくことが重要である。その際、公立幼稚園については、小学校教育との接続に関する知見を生かし、地域における幼小連携・接続の中核的な役割を担うことが期待される。

³ 新幼稚園教育要領等に位置付けられたもの。「健康な心と体」、「自立心」、「協同性」、「道徳性・規範意識の芽生え」、「社会生活との関わり」、「思考力の芽生え」、「自然との関わり・生命尊重」、「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」、「言葉による伝え合い」、「豊かな感性と表現」。

⁴ 「連携から接続へと発展する過程のおおまかな目安」（平成22年11月「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について（報告）」（幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査研究協力者会議））

ステップ0 連携の予定・計画がまだ無い。

ステップ1 連携・接続に着手したいが、まだ検討中である。

ステップ2 年数回の授業、行事、研究会などの交流があるが、接続を見通した教育課程の編成・実施は行われていない。

ステップ3 授業、行事、研究会などの交流が充実し、接続を見通した教育課程の編成・実施が行われている。

ステップ4 接続を見通して編成・実施された教育課程について、実践結果を踏まえ、更によりよいものとなるよう検討が行われている。

- 一方、幼児教育施設と小学校との間で積み上げた連携の実践が、園長・校長や中核となる教職員の異動等により実施が困難になるといった声もある。よって、地域全体として幼児教育施設と小学校との連携を基盤として円滑な接続を可能にする取組の充実が求められており、具体的には、合同研修やカリキュラム開発の効果的な実施を図る上で、教育委員会や幼児教育センター等の行政がリーダーシップを発揮していくことが重要である。その際、学校区単位など一定のブロックを設定することも有効である。

(3) 教育環境の整備

- 幼児教育の質の向上を図るためには、教育内容の充実だけでなく、資質・能力を育む上で効果的な環境の在り方について検討を行い、その改善及び充実を図ることが必要である。教育内容・方法に対応した保育空間、子育ての支援活動等の運営が円滑に行われる空間として、幼児教育にふさわしい環境の充実を図ることが重要である。

①先端技術の活用

- 先端技術の活用については、園内環境のアセスメントや業務負担の軽減のみならず、教職員と子供の関わりの実践知を可視化し、研修の素材としたりすることが考えられる。とりわけ幼児期の段階については、教職員と子供の関わりも深いことから、教職員の発話や行動と併せて分析することも考えられる。
- なお、ICTを基盤とした先端技術の活用に関しては、子供の発達の段階を十分考慮する必要がある。特に、幼児期は直接的・具体的な体験が重要であることを踏まえ、幼児教育施設での生活では得難い体験を補完するなど、ICT等の特性や使用方法等を考慮した上で、幼児の直接的・具体的な体験をさらに豊かにするための工夫をしながら活用することが重要である。
- また、幼児教育施設における業務のICT化の推進等により、教職員の事務負担の軽減を図ることが重要である。

②安全・安心な環境の整備

- 幼児教育施設においては登園時間や通園方法、教育活動の場や内容、教職員の職種や勤務時間が多様であることなどから、各園における特徴に留意した上で、安全対策を講ずることが重要である。

- 学校安全計画等の策定⁵・改善はもちろんのこと、各種ガイドライン⁶に基づき、幼児教育施設における事故の発生・再発防止のための取組を推進する必要がある。
- 幼児教育施設については、教育環境の充実だけでなく、耐震化⁷、アスベスト対策、防犯、バリアフリー化、衛生環境の改善等の安全対策を引き続き行うことが必要である。

(4) 特別な配慮を必要とする幼児への支援

①障害のある幼児等への支援

- 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成が必要であると判断されている幼児の数⁸は増加傾向にある。子供一人一人の発達に応じた指導を行い、子供の発達の実情や生活の流れなどに即して、教職員が子供の活動にとって適切な環境を構成するという観点から、幼児教育は特別支援教育との親和性が高く、障害のある幼児等への支援を充実させることは、全ての子供への指導の充実にも資するものであると言える。
- 障害のある幼児等の将来的な自立と社会参加を見据えた一人一人の教育的ニーズを把握した早期発見・早期支援が重要であることから、幼児教育施設における特別支援教育の充実、それを支える関係機関・部局と連携した切れ目ない支援体制整備が求められている。また、個別の教育支援計画等を活用した小学校等への円滑な移行支援の充実も求められているところである。
- これについては、特別支援学校のセンター的機能の積極的な活用をはじめ、これまでも特別支援教育支援員の配置に係る地方交付税措置が講じられてきたほか、専門の医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の外部専門家の配置に関する支援が行われてきたところであり、引き続きこれ

⁵ 「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査(平成30年度実績)」によると、学校安全計画の策定率は、幼稚園で88.9%、幼保連携型認定こども園で90.8%である。また、危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)の策定率は、幼稚園で88.8%、幼保連携型認定こども園で94.9%である。

⁶ 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月内閣府・文部科学省・厚生労働省)、「学校事故対応に関する指針」(平成28年3月文部科学省)等。

⁷ 「平成31年度(令和元年度)公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査」、「2019年度私立学校施設の耐震改修状況等調査」によると、幼稚園(幼保連携型認定こども園を含む)の耐震化率は、公立で95.5%、私立で91.5%である。

⁸ 「平成30年度特別支援教育に関する調査」によると、個別の指導計画の作成を必要とする幼児のうち、実際に作成されている幼児は、幼稚園で82.2%、幼保連携型認定こども園で84.4%である。また、個別の教育支援計画の作成を必要とする幼児のうち、実際に作成されている幼児は、幼稚園で72.4%、幼保連携型認定こども園で71.6%である。

らの支援等を行うことが重要である。また、近年の医療技術の進歩により、医療的ケア⁹が必要な幼児が通園する場合も考えられ、今後、これを踏まえた環境整備を行うことが必要である。

- 他方、幼稚園における体制は十分とは言い難く、とりわけ私立幼稚園については、受入れのニーズに応えきれていないという声もあることから、引き続き私学助成等の支援により幼稚園等の教育活動を充実させ、園内体制の充実を図ることが期待される。
- 公立幼稚園については、近年特別な配慮を必要とする幼児の受け皿となっているとともに、特別支援教育の知見を有する担い手の養成にも貢献しているところであり、引き続きその役割を果たすことが期待される。
- 障害のある幼児等への支援に当たっては、家庭、地域及び医療や福祉、保健等の業務を担う関係機関との連携を図ることが重要である。
- 国においては、特別支援教育に関する教職員の資質向上のため、幼児期の特性を踏まえた研修プログラムの作成、障害のある幼児等の受入れに当たっての体制整備の在り方や指導上の留意事項等の整理等に関する検討を行うべきである。

②外国人幼児等への支援

- 国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国人幼児¹⁰の増加が見込まれる。こういった幼児については、幼稚園等における遊びや生活を通して日本語に親しむとともに、小学校進学時に学校生活に円滑に適応できるよう、幼児教育施設を活用し、幼児やその保護者に対する日本語指導、就学ガイダンス、就学相談等の取組を充実することが重要である。
- 地方公共団体においては、幼児教育施設に関して相談が可能な一元的な行政窓口の設定、就園に必要な手続き・園児募集の状況、就学案内等の多言語でのホームページ掲載など就園・就学等に関する情報へのアクセスの向上を図ることが期待される。また、保護者等との円滑な意思疎通が図られるよう、通訳者の派遣、連絡文書の多言語化、多言語翻訳システムといったICTを活用した支援等が望まれる。
- 国においては、就学前のプレスクールの実施等の各地方公共団体が行う取組への支援を充実することが重要である。また、外国人のための就園が

⁹ 「令和元年度学校における医療的ケアに関する実態調査」によると、幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。）に通う医療的ケアを必要とする子供の数は222人である。

¹⁰ 「令和元年度幼児教育実態調査」によると、外国人幼児数は、幼稚園で7,188人、幼保連携型認定こども園で3,522人である。

イドの作成等を行い、多言語での就園・就学案内を推進することが重要である。また、幼児期の特性を踏まえた研修プログラムの作成、幼児教育段階における指導上の留意事項等の整理等に関する検討を行うべきである。

2. 幼児教育を担う人材の確保・資質及び専門性の向上

- 幼稚園教諭をはじめとした幼児教育施設の教職員については、小中学校と比較して平均年齢が若く、平均勤務年数も短いなど¹¹、経験豊富な中堅教職員が少なく、若手教職員へ専門性が継承されにくい現状があるとともに、こうした状況から自らのキャリアプランが描きにくいという指摘もある。
- また、保育ニーズの高まり等を背景に、保育士のみならず、幼稚園教諭の確保も厳しい状況となっている。さらに、幼稚園は他の学校種と比べて女性比率が高い職場である¹²と言える。多くの教職員が出産・育児等の休業期間を経験する中、離職を防止し、たとえ離職したとしても再就職しやすい環境を醸成できるかが課題である。
- 加えて、例えば、幼稚園においては、預かり保育¹³や子育ての支援¹⁴などの教育課程以外の活動への対応が増加する中、多様化・複雑化している幼児教育現場の課題にも対応する必要があり、効果的な研修の実施・普及が求められている。

(1) 処遇改善をはじめとした人材の確保

- 子供の育ちを巡る環境の変化等に対応しながら、質の高い幼児教育を推進するためには、教職員の資質向上と優れた人材を計画的に確保することが必要である。
- このため、教職員の給与等の処遇や配置の改善など必要な施策を引き続き実施するとともに、組織体制の整備等により、教職員が各々の能力を十分に発揮できる環境を整備することが重要である。

¹¹ 「平成 28 年度学校教員統計調査」によると、教師の平均年齢は、幼稚園は 36.3 歳であるのに対し、小学校は 43.4 歳となっている。また、平均勤務年数は、幼稚園は 10.5 年であるのに対し、小学校は 18.1 年となっている。

¹² 「令和元年度学校基本調査」によると、教師の女性割合は、幼稚園で 93.4%、幼保連携型認定こども園で 94.7%であるのに対し、小学校で 62.2%、中学校で 43.5%、高等学校で 32.3%となっている。

¹³ 「令和元年度幼児教育実態調査」によると、預かり保育を実施している幼稚園は、87.8%（公立で 70.5%、私立で 96.9%）である。

¹⁴ 「令和元年度幼児教育実態調査」によると、子育ての支援活動を実施している幼稚園は、84.0%（公立で 87.1%、私立で 82.3%）である。

- また、幼稚園教諭については、新規採用の促進、離職防止・定着促進、離職者の再就職の促進といった各地域における先導的な人材確保に向けた取組について支援を行うとともに、好事例の普及を行うことが重要である。
- これまで、こうした取組は地域の幼児教育関係団体等が中心となり実施してきたが、近年、幼稚園教諭の確保が困難になっている上、地方公共団体が質の高い幼児教育の提供体制の確保を行うためには、それを支える幼稚園教諭の確保も併せて計画・実施することが必要である。このため、地方公共団体が主導して幼児教育関係団体や幼稚園教諭の教職課程を有する大学等と連携し、総合的な人材確保策を推進していくことが求められている。
- 幼稚園教諭の再就職の観点からは、例えば、離職中にインターネットを利用した通信教育型の免許状更新講習が受講しやすい環境を醸成し、復職を促進するといった取組も重要である。
- さらに、中長期的な視点から、豊かな資質を持つ人材を幅広く確保すべく、教育委員会と幼稚園教諭の教職課程を有する大学等が連携して、高校等のキャリア教育の指導計画等に位置付けられた活動等を通じて、高校生等の段階から幼児教育に対する理解や関心を高め、幼稚園教諭の志望者を増やしていくことも重要である。

(2) 研修の充実等による資質の向上

- 研修と通常の保育活動、園内研修と園外研修、さらには法定研修、幼児教育関係団体を実施する研修など、それぞれの機能や位置付けを構造化し、効果的な研修を行うことが重要である。加えて、短時間であっても、日々の保育を振り返り、教育課程の改善・充実に向けた園全体でのカリキュラム・マネジメントの実施につなげられるよう、教職員間で意見交換等を行うことは重要である。
- 効果的な研修の実施・普及に当たっては、例えば、研修内容を体系的に整理した研修俯瞰図を基に、一人一人の教職員が自らの研修履歴を継続的に記録できる仕組みを構築することも有効である。
- さらに、施設類型、規模、職員体制や地域の実情が多様な中、単に経験年数という枠組みだけでなく、園で担っている役割に応じた研修プログラムを構築することが重要である。

- 初任、中堅、管理職等といった各職階・役割に応じた研修体系の構築を行い、それぞれの段階で求められる資質を明らかにし、キャリアステージ毎の十分な研修機会を確保することが必要である。例えば、中堅前期の教職員には、自らの実践に自信を持ち、若手教職員のモデルとして実践の中核を担えるようになるための研修が必要であり、中堅後期の教職員に対する研修においては、園運営の一翼を担う自覚を持ち、小学校、保護者、地域、特別支援教育などの他分野の専門家との連携や、視野を広げることが必要である。
- また、教職員の資質向上を図り、その能力を十分に発揮できる環境を整備するため、管理職や経営者がマネジメント能力の向上や意識改革を図ることができるよう、管理職や経営者に対する研修の充実を図ることも重要である。
- さらに、キャリアステージに応じた研修のみならず、出産・育児からの復帰という女性のライフステージに合わせた研修プログラムの提供も必要である。
- とりわけ幼児教育施設の教職員においては若い世代の入れ替わりが多く、各幼児教育施設においては、経験に基づく知見が蓄積されにくい状況にあることを踏まえ、経験の浅い教職員に対しては、経験に基づき、指導方法等についての確かつ具体的な指導・助言等ができる者を配置・派遣するとともに、国や地方公共団体、研究機関等が幼児期の発達の特性や幼稚園教育等における教職員の役割に関する実践事例や最新の知見の提供を行うなど、指導方法等に関して実践の上で参考となる情報の提供を行うことができるよう、きめ細やかな支援・研修体制を整備することが必要である。
- また、個々の地域の実情により十分な研修を行うことが困難な場合も考えられることから、大学や幼児教育関係団体等とも連携しつつ、ICTを活用した研修教材等の開発を行うことも重要である。

(3) 教職員の専門性の向上

- 幼児教育に関する専門性の向上を図るとともに、子育ての支援を必要とする保護者への指導・助言、家庭教育、小学校教育との連携・接続といった幼児教育を巡る様々な課題に対応する力を養うため、より上位の幼稚園教諭免許状の取得や、小学校教諭免許状や保育士資格の併有¹⁵を促進することが重要である。

¹⁵ 「令和元年度幼児教育実態調査」によると、幼稚園の園長、副園長・教頭、教諭のうち、幼稚園教諭免

- 特に、現在、幼稚園教諭は二種免許状所有者が中心であり、他の学校種と比べてもその割合が高い状況¹⁶にある。より上位の免許状の取得促進については、都道府県において、各地域における養成校等と連携し、より上位の免許状の取得に係る単位修得に資する認定講習等を開設し、幼稚園教諭の専門性の向上に向けた環境整備を図ることが期待される。
- また、幼稚園教諭の教職課程を有する大学等においては、小学校教諭免許状や保育士資格の併有を希望する学生にも配慮した体系的な教育課程の編成が望まれる。

3. 幼児教育の質の評価の促進

- 幼稚園については、自己評価の義務、学校関係者評価の努力義務が課されているが、他の学校種と比べて評価の実施が進んでいない状況¹⁷にある。今後、評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、幼児教育施設、家庭、地域の連携・協力による園運営を進めることが一層求められている。
- 幼稚園は比較的規模が小さく、園内の教職員の数も限られているという現状¹⁸がある。このため、園運営の改善・発展を図るに当たっては、教育委員会や幼児教育センター等の行政が幼児教育アドバイザーのような外部の専門家を派遣したり、各園が近隣の園と合同研修を実施したり、外部の視点を入れた活動の見直しを行うといった工夫が重要である。
- 各園の独自性を確保しつつ、学校評価等を通じた運営の改善・発展を図り、質の高い幼児教育を提供するための Plan, Do, Check, Action のサイクル（以下「PDCAサイクル」という。）を構築することが重要である。その際、実践に立脚したPDCAサイクルを実現し、各教職員の能力ややりがいの向上につなげていく上で、公開保育の取組は有効であり、実践の可視化・共有化によって研修内容の高度化にもつながると言える。

許と保育士資格を併有している者の割合は、85.8%（公立で86.9%、私立で85.5%）である。

¹⁶ 「平成28年度学校教員統計調査」によると、幼稚園における専修免許状所有者は0.5%、一種免許状所有者は27.2%、二種免許状所有者は68.0%であるのに対し、小学校における専修免許状所有者は5.1%、一種免許状所有者は78.9%、二種免許状所有者は14.0%となっており、二種免許状所有者の割合が高い。

¹⁷ 「学校評価等実施状況調査（平成26年度間）」によると、学校関係者評価の実施率は、幼稚園は55.7%（国立で93.9%、公立で80.3%、私立で41.1%）であるのに対し、小学校は97.4%となっている。

¹⁸ 「令和元年度学校基本調査」を踏まえると、幼稚園1園あたりの教師の数は平均9.29名（小学校1校当たりの教師の数は平均21.4名）と規模が小さい。

(1) 幼児教育施設への適切な指導監督等の実施

- 幼稚園、保育所、認定こども園といった各幼児教育施設によって、実施する必要のある複数の指導監督について、都道府県及び市町村とが緊密な連携を図り、各法令等に基づいた適切な指導監督を実施することが必要である。
- 指導監査の実施の際、監査に求める資料・様式の統一化や重複する一部の監査項目の省略、集団指導・実地指導の適切な組合せを検討するなど、効率的な指導監督となるようにすることが重要である。

(2) 幼児教育施設における評価等を通じた運営改善

- 各幼児教育施設における評価等を通じた運営改善は重要である。各園において確実に学校関係者評価等の実施を進めるとともに、必要に応じて第三者評価を実施するなど、教育活動その他の園運営の状況について評価し、その成果を施設の運営や環境づくり、教育課程等や指導などに生かすことにより、持続的に改善を促すPDCAサイクルを構築することが必要である。特に、私立幼稚園の学校関係者評価の実施率を上げるとともに、その根幹となる自己評価の着実な実施が必要である。
- 学校評価は、あくまでも学校運営の改善による教育水準の向上を図るための手段であり、それ自体が目的ではないことを踏まえ、学校として組織的に、今、重点的に取り組むべきことは何かを把握し、その伸長・改善に取り組むことが重要である。そして、こうした自己評価や学校関係者評価を各園のカリキュラム・マネジメントにつなげていくことが重要であるとともに、評価結果を保護者や地域へ広く情報提供・情報共有に努めることが望まれる。
- 公開保育の実施に当たって、例えば、専門的知見を有する者が園の課題抽出や実践の改善に向けた具体的な取組を支援する仕組みは、園における保育を見つめ直すことにつながり、こうした仕組みを学校関係者評価等に活用することは有効である。
- また、園運営の改善・発展の視点から、園と家庭・地域とが目標やビジョンを共有することが重要であり、公立幼稚園においては、学校運営協議会の設置が望まれるとともに、私立幼稚園や他の施設においても、社会との連携及び協働に向けた取組が期待される。

(3) 幼児教育の質の評価に関する手法開発・成果の普及

- 各園が学校評価を行うに当たって参考になるよう、子供の学びの過程や教職員の指導、施設の運営や環境等に対する評価を行う際の観点や方法に関する指針や留意事項等の作成等、幼児教育の質に関する評価の仕組みの構築に向けた手法開発・成果の普及といった取組の充実を図っていく必要がある。
- 幼児教育の質の評価手法の開発に当たっては、日本の幼児教育の特徴を踏まえた検討とすることに留意が必要である。

4. 家庭・地域における幼児教育の支援

- 子供の健やかな育ちを社会全体で支えるためには、幼児教育施設、家庭、地域がそれぞれの場での教育機能を向上させるとともに、相互の連携・協力の重要性について共通理解を図りつつ、子供の発達や学びをより豊かにするという目的に向かって、一体となって取り組むことが重要である。
- また、近年、幼稚園においても預かり保育や子育ての支援など教育課程以外の活動へのニーズが高まっている。待機児童対策の観点からも、未就園児クラスや2歳児受入れなどの取組が広がってきている¹⁹。
- 幼児教育・保育の無償化においても、認可保育所に入りたくても入ることができない待機児童問題に対する代替的な措置の一つとして、保育の必要性のある子供については、幼稚園等の預かり保育の利用も無償化の対象とされているところである。
- 幼稚園における預かり保育等のニーズが伸びている中で、上記のような待機児童対策に係る取組に幼稚園が重要な役割を果たしていくことが期待されている。

(1) 保護者等に対する学習機会・情報の提供

- 教職員が保護者や地域住民と協働して子供の育ちに関わっていく上で、子供の発達や学び、各園での実践の意図やねらいを保護者や地域住民に知

¹⁹ 「令和元年度幼児教育実態調査」によると、子育ての支援活動を実施している幼稚園のうち、未就園児の保育を行っている幼稚園の割合は69.7%（公立で66.4%、私立で71.5%）である。

ってもらふことは重要であり、幼児教育施設の取組と併せて地域全体としての努力も必要となる。

- そのためには、教職員が自身の園の状況を把握・分析し、言語化するなどした上で、保護者や地域住民に発信することにより、保護者や地域住民の幼児教育に関する理解を深めていくことが重要である。特に、幼児教育は、小学校以降での教科等の学習に比べて、教職員の指導のねらいやその中で育まれている資質・能力が見えにくいと言われており、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」等を活用して、保護者や地域住民に丁寧に伝えることも有効である。
- 家庭教育の担い手である保護者の学びを支援するためには、幼児教育施設における子育て広場等の開催や地域の子供・保護者に対する相談体制の整備に加え、公民館等の地域の多様な場において、子育て経験者等による保護者向けの講座や親子で参加できる行事・プログラム、子育てに悩みや不安を抱える保護者への訪問相談の実施など、地域における家庭教育支援を充実することが必要である。その際、幼児教育施設をはじめとする関係機関との連携や、家庭教育支援に係る知見を有した地域人材の養成など、家庭にとって身近な支援体制とすることが重要である。

(2) 関係機関相互の連携強化

- 経済的困窮や虐待など、支援を必要としながらも支援が届きにくい様々な問題を抱える家庭に対しては、当該家庭の子供が通う幼児教育施設と教育委員会、市町村福祉担当部局や児童相談所等の関係機関が連携強化を図るなど、より十分な支援を行っていくことが必要である。
- また、地方公共団体において、障害者福祉関係の施策や外国人関係の施策については首長部局が担っていることが多く、教育委員会と首長部局の緊密な連携による支援が必要であり、関係機関相互の連携を促進する取組を充実することが必要である。

(3) 幼児教育施設における子育ての支援の促進

- 地域の幼児教育の中心として、幼児教育施設がその専門性やノウハウを生かし、保護者が子育ての喜びや生きがいを実感できるよう、幼児教育施設における親子登園や相談事業、一時預かり事業等の取組の充実を図ることなどにより、子育ての支援の充実を図ることが必要である。

- 預かり保育については、幼稚園の多くがその実施に取り組むなど、教育活動であるだけでなく、3歳以降の子供の保育の受け皿としても重要な役割を果たしていると言える。質の向上を図りつつ、幼稚園利用者の保育ニーズにも適切に応えられるよう、一時預かり事業及び私学助成の双方における支援の充実を図る必要がある。
- 保護者参観だけでなく、降園後の園庭開放など、親子と一緒に活動する機会の重要性を再認識するとともに、園でしか見られない子供の姿を教職員が保護者に対して解説・助言することも有効である。

5. 幼児教育を推進するための体制の構築

- 幼児教育段階においては、幼稚園、保育所、認定こども園といった複数の施設類型が存在し、その多くが私立であるという現状²⁰がある。このため、教育内容面の支援に関しては、私学の特性を踏まえた対応が求められている。
- また、地方公共団体における幼児教育の担当部局の一元化²¹は近年増加傾向にあるものの、地方公共団体によっては、公私、施設類型に応じて担当部局が異なり、一体的な取組を実施する上で課題がある場合がある。加えて、他の学校段階と比べて地方公共団体における幼児教育段階に係る体制が手薄な状況となっている。
- 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）においては、令和2年4月1日からの改正部分において、幼児教育・保育に関する専門的知識・技能に基づき助言その他の支援を行う者の配置、教育・保育に関する施策を総合的に実施するための拠点の整備等の実施を通じて、質の高い教育・保育等の提供を図り、これらの事項について、都道府県及び市町村が作成する子ども・子育て支援事業計画に具体的に記載することが求められている。

²⁰ 私立の園に在籍している幼児は、幼稚園で約8割、保育所の約6割、幼保連携型認定こども園で約9割となっている（幼稚園及び幼保連携型認定こども園については「令和元年度学校基本調査」、保育所については「平成29年社会福祉施設等調査」より）。

²¹ 「平成30年度「幼児教育の推進体制構築事業の成果に係る調査分析」成果報告書」（東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センター）によると、幼児教育の担当部局の一元化を実施している地方公共団体は42.0%である。

(1) 地方公共団体における体制の構築

- 公私や施設類型の垣根を越えて、研修機会の増加や幼小接続²²の推進、幼児教育の質の向上に寄与する取組を促進する観点から、都道府県等が広域に幼児教育の内容・指導方法等に関する調査研究、幼稚園教諭・保育士・保育教諭や幼児教育アドバイザーに対する研修や相談業務、市町村や幼児教育施設に対する指導・助言・情報提供等の施策を総合的に実施するための拠点である「幼児教育センター^{23,24}」を設置することは重要である。幼児教育センターの設置により、公私合同研修の実施回数の増加や、幼小接続に向けた様々な活動の推進に効果がある。
- この幼児教育センターにおいては、幼児教育の専門性を有し指導・助言を行う指導主事²⁵の配置を進めることはもちろんのこと、公私や施設類型に共通する課題である教職員等の専門性の向上を図るため、幼児教育の専門的知見や豊富な実践経験を有し、域内の幼児教育施設への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、環境の改善等について助言等を行う「幼児教育アドバイザー^{26,27}」を育成・配置することが重要である。
- 幼児教育アドバイザーは、園内研修の支援、実践力の向上、幼小接続の支援、特別支援教育など役割が多様化しており、求められる役割に応じた研修等を検討することが必要である。
- また、各地域、各園によって抱えている課題は多様であることから、異なる専門性を持った幼児教育アドバイザーを複数人で派遣することは効果的である。その際、特に保育所の場合、訪問日程の調整が難しい場合も多く、幼児教育センターが園のニーズと幼児教育アドバイザーの専門性や訪問日程等のコーディネートを行うなどの工夫をすることは有効である。一方で、様々な専門性を持った幼児教育アドバイザーを確保する必要がある。

²² 幼稚園教育と小学校教育の接続はもとより、保育所、認定こども園といった幼児教育施設で行われる教育と小学校教育との接続も含む。

²³ 幼児教育センターとしての機能を果たすためには、必ずしも独立した建物や場所が存在する必要はなく、例えば、関係部局間が連携して質向上に関する取組を企画・実施するなど、地域の現状を踏まえた多様な形態が考えられる。

²⁴ 「令和元年度幼児教育実態調査」によると、幼児教育センターを設置している都道府県は19自治体(40.4%)、市町村は79自治体(4.6%)である。

²⁵ 「平成30年度「幼児教育の推進体制構築事業の成果に係る調査分析」成果報告書」(東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センター)によると、幼児教育担当指導主事を配置している地方公共団体は38.9%であり、うち幼稚園教諭、保育士、保育教諭(園長を含む。)の経験者を配置している地方公共団体は45.3%である。

²⁶ 各地域や幼児教育施設における現状や課題に応じて、例えば、園長経験者や学識経験者といった保育実践に関する専門性を有する者のほか、公衆衛生や危機管理、児童心理、特別支援教育、栄養管理等について専門性を有する者の活用も考えられる。

²⁷ 「令和元年度幼児教育実態調査」によると、幼児教育アドバイザーを配置している都道府県は24自治体(51.1%)、市町村は300自治体(17.5%)である。

り、多様な幼児教育アドバイザーを採用できるよう工夫することが重要である。

- 都道府県と市町村の間で、幼児教育センターや幼児教育アドバイザーに関して役割を明確にしたり連携強化を図ったりすることも幼児教育推進体制の充実を図る上で重要である。

地域の実情に応じ、都道府県を中心に幼児教育センターの設置が行われるとともに、市町村を中心に幼児教育の経験を持った指導主事の配置や幼児教育アドバイザーの育成・配置が行われることが期待される。また、幼児教育アドバイザーの役割分担として、例えば、市町村所属の幼児教育アドバイザーが園訪問を行い、都道府県所属の幼児教育アドバイザーは訪問先を限定し、域内の幼児教育アドバイザーの育成を主に担うことも考えられる。

- このように、地方公共団体においては、幼児教育センターの設置や幼児教育アドバイザーの育成・配置等の幼児教育を推進する体制を構築し、持続可能なものとして充実することが望まれる。また、地域の幼稚園教諭の教職課程を有する大学等やその附属幼稚園等と連携し、域内の取組内容の充実を図ることも期待される。

- 国においても、地域の実情に応じた取組が可能となるよう、こうした地方公共団体における幼児教育を推進する体制の充実・活用のために必要な支援を引き続き行うとともに、幼児教育アドバイザーの活用に当たっての留意事項の整理や好事例の収集等の検討を行う必要がある。

(2) 調査研究の推進

- 質の高い幼児教育を実現するためには、幼児教育の意義、幼児を取り巻く環境や発達に関する課題、効果的な指導方法等について、科学的・実証的な検証を通じて明らかにし、国として、それらのエビデンスに基づいた政策形成を促進することが重要である。

- 特に、国立教育政策研究所幼児教育研究センターについては、大学・研究機関、幼児教育施設等における幼児教育の調査研究やこれらの関係機関をつなぐネットワークの構築等を担う幼児教育の研究拠点としての役割が期待される。また、幼児教育に関する調査研究を行っている関係機関間において、既に存在するネットワークによる連携をより強化するとともに、連携の在り方を探っていくことも期待される。

- 地域における幼児教育の拠点である幼児教育センターの設置が進んでいく中、幼児教育センター同士が相互に情報交換できるよう、ネットワーク

を構築することも重要である。地方公共団体における取組と国における取組が相まって、我が国全体の幼児教育の振興へとつながることが望まれる。

- また、幼稚園教諭の教職課程を有する大学等においては、最新の知見に基づいた教育・研究が行われることが期待され、各幼児教育施設においては、こうした大学等や幼児教育関係団体等との連携が必要である。
- 国立大学附属幼稚園においては、当該大学、教育委員会等との連携により、附属幼稚園の特性を生かした実験的・先導的な教育課題への取組や地域の教育課題を踏まえた調査研究への取組の成果を普及することが期待される。
- 各調査研究によって得られた幼児教育の意義や効果的な指導方法等に関する科学的知見等の研究成果については、家庭や地域、幼児教育施設の関係者等に対しても分かりやすく周知し、関係者の間で共通理解を図ることが重要である。

6. 新型コロナウイルス感染症拡大の状況における幼稚園等の具体的な取組

- Iの4でも述べたように、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、幼稚園等においては、自宅で過ごすことが多くなる幼児及びその保護者との連携を密にし、幼児の健康状態の把握や心のケア等家庭における幼児の心身の健全な発達に向けた必要な支援を行うことが求められる。
- こうした幼児、保護者に対する必要な支援を行ったり、感染拡大防止のための教職員の在宅勤務等を推奨したりする観点から、各幼稚園等において園務改善のためのICT化の支援など教職員の勤務環境を整えていくことが必要である。実際、臨時休業や登園自粛などのため、登園していない家庭への対応として、ICTツールを活用した連絡、園のウェブサイトやSNSでの情報発信、家庭への動画配信といったICTの活用が行われているという調査報告²⁸もある。
- また、臨時休業する場合であっても、幼稚園等は一人で家にいることができない年齢の幼児が利用していることを踏まえ、感染拡大防止のための万全の対策を講じた上で預かり保育等の居場所確保の取組が求められていることも踏まえ、感染症予防の観点からも、幼稚園等のトイレや空調設備

²⁸ 保育・幼児教育施設における新型コロナウイルス感染症に関わる対応や影響に関する調査（中間集計結果報告）（東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センター 令和2年5月9日）p6など。

の改修等による衛生環境の改善等の感染防止に向けた取組を推進することが必要である。

- さらに、臨時休業等により、子供の在宅時間が増加することに伴い家庭での課題が顕在化する場合があることも踏まえ、定期的に幼児の状況把握や心のケア等を行うに当たっては、子供や家庭の状況に応じて、児童相談所等の関係機関との緊密な連携の下、必要な支援を行うことが重要である。
- こういった観点からも、Ⅱの5（1）で述べたような幼児教育担当部局の一元化等、幼児教育推進体制の構築に向けた取組が必要である。

<附属資料>

○ 幼児教育の質の向上について（中間報告）（概要）	25
○ 委員名簿	26
○ 開催経緯	27
○ 新しい時代の初等中等教育の在り方について（諮問概要）	29
○ 新しい時代の初等中等教育の在り方について（諮問）	31
○ 新しい時代の初等中等教育の在り方論点取りまとめ（概要）	36
○ 新しい時代の初等中等教育の在り方論点取りまとめ（抄）	39
○ 参考資料	44

I 幼児教育の振興の意義及び今後の基本的な方向性

1. **幼児教育の重要性** ◆幼児教育は、「生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの」(教育基本法) → 国内外における幼児教育の重要性についての認識の高まり
2. **幼児教育を巡る近年の政策の動向** ◆子ども・子育て支援新制度、幼児教育・保育の無償化がスタート → 量の拡充だけでなく、質の向上を求める声の高まり
3. **幼児教育の実践の質向上** ◆新幼稚園教育要領等 → 個々の教職員が子供と直接関わりながら、幼児教育に関わる全ての者と連携・協力し、質の向上に一層取り組む必要
4. **新型コロナウイルス感染症拡大の状況における幼稚園等の取組** ◆幼児の心身の健全な発達への支援 → 施設の園務・衛生環境改善、関係機関相互の連携強化

II 質の向上のための具体的方策

1. 幼児教育の内容・方法の改善・充実 ◆「遊び」は発達の基礎を培う重要な学習 ◆「環境を通して行う教育」を基本 ◆幼児教育現場の課題は多様化・複雑化

(1) 幼稚園教育要領等の理解推進・改善

- ・研修や研究協議会、参考資料等の作成を通じた関係者の理解増進
- ・家庭・地域との認識の共有による「社会に開かれた教育課程」の実現

(3) 教育環境の整備

- ・発達段階を考慮した先端技術の活用により体験をさらに豊かにする工夫
- ・耐震化等の安全・安心な環境整備

(2) 小学校教育との円滑な接続の推進

- ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに幼小の連携促進
- ・小学校教育におけるスタートカリキュラムの編成による学びの連続性の確保

(4) 特別な配慮を必要とする幼児への支援

- ・障害のある幼児や外国人幼児等への支援(地方公共団体や幼児教育施設における体制整備、研修プログラムの作成、指導上の留意事項の整理等)

2. 幼児教育を担う人材の確保・資質及び専門性の向上

◆幼稚園教諭等は平均年齢が若く、平均勤務年数が短い、人材確保も困難

(1) 処遇改善をはじめとした人材の確保

- ・給与等の処遇や配置の改善等の推進
- ・新規採用、離職防止・定着、再就職の促進等の先導的な取組の支援

(2) 研修の充実等による資質の向上

- ・各研修の位置付けを構造化し、効果的な研修を実施
- ・各職階・役割に応じた研修体系構築、キャリアステージ毎の研修機会確保

(3) 教職員の専門性の向上

- ・上位の免許状の取得促進、小学校教諭免許や保育士資格の併有促進

3. 幼児教育の質の評価の促進

- ◆幼稚園は比較的規模が小さく、外部の視点を入れた活動の見直しは重要
- ◆各園の独自性を確保しつつ、評価等を通じたPDCAサイクルの構築が重要

(1) 幼児教育施設への適切な指導監督等の実施

- ・都道府県・市町村の連携等による効率的な指導監督の実施

(2) 幼児教育施設における評価等を通じた運営改善

- ・自己評価の確実な実施、関係者評価・第三者評価の実施の推進
- ・公開保育の仕組みを学校関係者評価等に活用することは有効

(3) 幼児教育の質の評価に関する手法開発・成果の普及

- ・日本の幼児教育の特徴を踏まえた質に関する評価手法の開発等

4. 家庭・地域における幼児教育の支援

◆預かり保育や子育て支援等のニーズの高まり、待機児童対策の観点

(1) 保護者等に対する学習機会・情報の提供

- ・保護者等に対する相談体制の整備、地域における家庭教育支援の充実

(2) 関係機関相互の連携強化

- ・福祉担当部局などの首長部局や児童相談所等の関係機関との連携

(3) 幼児教育施設における子育ての支援の促進

- ・預かり保育の質向上・支援の充実、親子登園・相談事業等の取組の充実

5. 幼児教育を推進するための体制の構築

◆担当部局一元化は増加傾向だが公私・施設類型一体的な取組は課題、体制は手薄

(1) 地方公共団体における体制の構築

- ・各自治体の幼児教育推進体制(幼児教育センター等)の整備(公私・施設類型を越えた質向上の取組推進)
- ・幼児教育担当指導主事の配置、幼児教育アドバイザーの育成・配置

(2) 調査研究の推進

- ・大学・研究機関・幼児教育施設等における調査研究・ネットワーク構築等

6. 新型コロナウイルス感染症拡大の状況における幼稚園等の具体的な取組

- ・幼児の心身の健全な発達に向けた家庭及び地域における教育の支援等
- ・園務改善のためのICT化支援、トイレや空調設備の改修等による衛生環境の改善等
- ・関係機関相互の連携強化(児童相談所等の関係機関との緊密な連携等)

幼児教育の実践の質向上に関する検討会 委員名簿

(敬称略・五十音順)
(◎：座長、○：副座長)

東 重満	学校法人東学園美晴幼稚園長
新山 裕之	東京都港区立青南幼稚園長
遠藤 利彦	東京大学大学院教育学研究科 教授
岡林 律子	高知県教育委員会事務局幼保支援課 専門企画員 (第6回会議から)
○神長 美津子	國學院大學人間開発学部 教授
古賀 松香	京都教育大学教育学部 准教授
佐々木 晃	鳴門教育大学附属幼稚園長
中山 美香	高知県教育委員会事務局幼保支援課 専門企画員 (第5回会議まで)
◎無藤 隆	白梅学園大学大学院 特任教授

(オブザーバー)

内閣府子ども・子育て本部参事官付 (認定こども園担当)
厚生労働省子ども家庭局保育課

幼児教育の実践の質向上に関する検討会 開催経緯

- 【第1回】平成30年6月4日（月）14:00～15:30
- 座長の選任等について
 - 幼児教育の実践の質向上について
- 【第2回】平成30年6月21日（木）10:00～11:30
- 委員発表（神長副座長）
 - ・ 幼稚園教員等に求められる資質・能力とその研修体系
 - 委員発表（中山委員）
 - ・ 高知県における乳幼児期の教育・保育の質向上の取組
- 【第3回】平成30年7月10日（火）10:00～11:30
- 委員発表（東委員）
 - ・ 幼児教育の実践の質向上における私立幼稚園等の現状と課題
 - 委員発表（遠藤委員）
 - ・ C e d e pにおける調査・研究が含意するもの
- 【第4回】平成30年8月10日（金）10:00～11:40
- 委員発表（新山委員）
 - ・ 幼児教育の質の向上に向けて
 - 委員発表（佐々木委員）
 - ・ 園内の人材育成 —徳島県保育・幼児教育アドバイザー研修より—
- 【第5回】平成30年8月30日（木）16:00～17:30
- これまでの主な意見の整理
- 【第6回】令和元年10月23日（水）15:30～17:00
- 幼児教育の質の向上について（論点メモ）
 - 委員発表（遠藤委員）
 - ・ 幼児教育に関する自治体の体制
 - 有識者ヒアリング（国立教育政策研究所幼児教育研究センター 渡邊センター長）
 - ・ 国立教育政策研究所幼児教育研究センターの研究・事業説明
- 【第7回】令和元年11月26日（火）15:00～16:30
- 有識者ヒアリング（金沢大学 滝口教授）
 - ・ 幼児期における特別支援教育の現状と課題について
 - 有識者ヒアリング（全国幼児教育研究協会顧問 岡上顧問）
 - ・ 外国人幼児の受入れにおける現状と課題について

【第8回】令和2年2月17日（月）16：00～18：00

- 有識者ヒアリング（北海道教育庁幼児教育推進局幼児教育推進センター
大畑センター長）
 - ・ 北海道における幼児教育の質向上のための取組について
- 議論のまとめ（素案）について

【第9回】令和2年5月11日（月）15：00～16：30

- 中間報告（案）について

現在の学校教育の成果の例

- OECD・PISA2015で15歳の子供たちは、数学的リテラシーや科学的リテラシーがOECD加盟国中1位など、世界トップレベルの学力水準
- 全国学力・学習状況調査において、成績下位の都道府県の平均正答率と全国の平均正答率との差が縮小するなど学力の全体的な底上げが確実に進展
- 高等学校の多様化が進み、大学や産業界等との連携の下で様々な教育や、地域社会の課題解決に大きく貢献する活動が展開

知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」は学力水準を高め、社会性を育んできたそれを支えてきたのは、子供達の教育に志を持つ教師の献身的な取組である

社会の急激な変化とともに、次のような課題も顕在化

- 児童生徒の語彙力や読解力に課題
- 高校生の学習時間減少や学習意欲の希薄化
- 大学受験に最低限必要な科目以外を真剣に学ぶ動機の低下
- いじめの重大事態や児童虐待相談対応件数が過去最多、障害のある児童生徒、不登校児童生徒、外国人児童生徒等の増加
- 教師は小学校月約59時間、中学校月約81時間の時間外勤務（平成28年度の教員勤務実態調査）
- 教師の採用選考試験の競争率の減少、とりわけ小学校採用試験の倍率の急落
[12.5倍（平成12年度）→3.5倍（平成29年度）]
- 学校のICT環境は脆弱であり、地域間格差も大きいなど危機的な状況
- 人口減少、少子高齢化の進展により、一市町村一小学校一中学校等の自治体が増加

Society5.0時代の教育・学校・教師の在り方

- Society5.0時代には、①読解力や情報活用能力、②教科固有の見方・考え方を働かせて自分の頭で考えて表現する力、③対話や協働を通じて知識やアイデアを共有し新しい解や納得解を生み出す力等が必要
- 教師を支援するツールとして先端技術を活用し、①地理的制約を超えた多様な他者との協働的な学び、②一人一人の能力、適性等に応じた学び、③子供たちの意欲を高めやりたいことを深められる学びを実現
- 子供たちの学びの変化に応じた資質・能力を有する教師、多様性があり、変化にも柔軟に対応できる教師集団
- 「チームとしての学校」の推進

Society5.0時代の到来を見据え、初等中等教育の現状及び課題を踏まえ、

これからの初等中等教育の在り方について総合的に検討

新学習指導要領の実施

学校における働き方改革

中央教育審議会において審議をお願いしたい事項

1. 新時代に対応した義務教育の在り方

- 基礎的読解力などの基盤的な学力の確実な定着に向けた方策
- 義務教育9年間を見通した児童生徒の発達の段階に応じた学級担任制と教科担任制の在り方や、習熟度別指導の在り方など今後の指導体制の在り方
- 年間授業時数や標準的な授業時間等の在り方を含む教育課程の在り方
- 障害のある者を含む特別な配慮を要する児童生徒に対する指導及び支援の在り方など、児童生徒一人一人の能力、適性等に応じた指導の在り方 等

2. 新時代に対応した高等学校教育の在り方

- 普通科改革など各学科の在り方
- 文系・理系にかかわらず様々な科目を学ぶことや、STEAM教育の推進
- 時代の変化・役割の変化に応じた定時制・通信制課程の在り方
- 地域社会や高等教育機関との協働による教育の在り方 等

3. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方

- 外国人児童生徒等の就学機会の確保、教育相談等の包括的支援の在り方
- 公立学校における外国人児童生徒等に対する指導体制の確保
- 日本の生活や文化に関する教育、母語の指導、異文化理解や多文化共生の考え方に基づく教育の在り方 等

4. これからの時代に応じた教師の在り方や教育環境の整備等

- 児童生徒等に求められる資質・能力を育成することができる教師の在り方
- 義務教育9年間を学級担任制を重視する段階と教科担任制を重視する段階に捉え直すことのできる教職員配置や教員免許制度の在り方
- 教員養成・免許・採用・研修・勤務環境・人事計画等の在り方
- 免許更新講習と研修等の位置付けの在り方など教員免許更新制の実質化
- 多様な背景を持つ人材によって教職員組織を構成できるようにするための免許制度や教員の養成・採用・研修・勤務環境の在り方
- 特別な配慮を要する児童生徒等への指導など特定の課題に関する教師の専門性向上のための仕組みの構築
- **幼児教育の無償化を踏まえた幼児教育の質の向上**
- 義務教育をすべての児童生徒等に実質的に保障するための方策
- いじめの重大事態、虐待事案に適切に対応するための方策
- 学校の小規模化を踏まえた自治体間の連携等を含めた学校運営の在り方
- 教職員や専門的人材の配置、ICT環境や先端技術の活用を含む条件整備の在り方 等

31 文科初第49号

中央教育審議会

次に掲げる事項について，別添理由を添えて諮問します。

新しい時代の初等中等教育の在り方について

平成31年4月17日

文 部 科 学 大 臣 柴 山 昌 彦

(理由)

今世紀は、新しい知識・情報・技術が社会のあらゆる領域での活動の基盤となっている知識基盤社会と言われており、人工知能 (AI)、ビッグデータ、Internet of Things (IoT)、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会の在り方そのものが現在とは「非連続的」と言えるほど劇的に変わるとされる Society 5.0 時代の到来が予想されています。

このような急激な社会的な変化が進む中で、子供たちが変化を前向きに受け止め、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手として、予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成することが求められており、それに対応し、学校教育も変化していかなければなりません。

我が国の学校教育の現状に目を向けると、経済協力開発機構 (OECD) の学習到達度調査 (PISA2015) において世界トップレベルの学力水準を維持するとともに、全国学力・学習状況調査においても、成績下位の都道府県の平均正答率と全国の平均正答率との差が縮小するなど学力の全体的な底上げが確実に進んでいます。このように、子供たちの知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」とそれを支える明治以来 150 年に及ぶ教科教育等に関する蓄積は、全体としては着実に成果を挙げてきています。一方、基礎学力の育成に関して見ると、子供たちの語彙力や読解力については、課題も指摘されているところです。

また、高等学校の多様化が進む中で、一部の高等学校では、大学や産業界等との連携の下で様々な教育が展開されていたり、地域社会の課題解決に大きく貢献する活動が実践されていたりする等、先進的な取組が進められています。一方、高校生の学校外での学習時間の減少や学習意欲の乏しい生徒の顕在化に加え、高校生の約 7 割が通う普通科の中には、生徒が身に付けるべき力やそのために学習すべき内容を明確に示すことができおらず、大学入学者選抜等の影響と相まって、いわゆる文系・理系の科目のうち大学受験に最低限必要な科目以外について生徒が真剣に学ぶ動機を低下させている状況が見られるなど、Society 5.0 時代に活躍できる人材の育成の観点から大きな課題があります。

こうした状況を踏まえ、次代を切り拓く子供たちには、文章を正確に理解する読解力、教科固有の見方・考え方を働かせて自分の頭で考えて表現する力、情報や情報手段を主体的に選択し活用していくために必要な情報活用能力、対話や協働を通じて知識やアイデアを共有し新しい解や納得解を生み出す力などが必要であり、平成 28 年 12 月の中央教育審議会の答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」を受けて改訂された学習指導要領の下で、それらの力を着実に育んでいくことが必要です。

さらに、いじめの重大事態や児童虐待相談対応件数が過去最多となるなど、児童生徒の生命・身体の安全確保に関して深刻な課題が生じています。また、障害のある児童生徒、不登校児童生徒、外国人児童生徒など特別な配慮を要する児童生徒も増加し

ており、誰一人置き去りにしない教育を実現するため、これらの児童生徒等への支援体制を整えていくことが求められています。

子供たちに実際に教育を行う教師の状況に目を転じると、我が国の質の高い学校教育は、高い意欲や能力を持った教師の努力により支えられている一方、平成28年度の教員勤務実態調査によれば、我が国の教師は、平均すると小学校では月約59時間、中学校では月約81時間の時間外勤務をしていると推計され、教師の長時間勤務の実態は深刻です。教師の採用選考試験の競争率の減少も顕著であり、特に小学校では平成12年度には12.5倍だった倍率が平成29年度には3.5倍となっています。志高く能力のある人材が教師の道を選び、我が国の学校教育がさらに充実・発展するためにも、学校における働き方改革を進め、教職の魅力を高めることの必要性は待ったなしの状況です。

また、これからの時代の学校は、教師を支援し教育の質を高めるツールとして情報通信技術（ICT）やAI等の先端技術を活用することにより、地理的制約を超えて多様な他者と協働的に学ぶことを可能としていくことや、一人一人の能力、適性等に応じた学び、子供たちの意欲を高めやりたいことを深められる学びを提供していくことが可能となります。しかしながら、学校のICT環境は脆弱であり、地域間格差も大きいなど危機的な状況となっており、学校における先端技術の効果的な活用に向け、ICT環境の整備を着実に進めていく必要があります。

さらに、Society 5.0時代の教師には、ICT活用指導力を含む子供たちの学びの変化に応じた資質・能力が求められます。社会人など多様な人材を活用することにより、多様性があり、変化にも柔軟に対応できる教師集団を形成していくことが必要となるほか、教師や事務職員、様々な専門スタッフ、多様な背景を持つ外部人材が、地域住民等とも連携・協力しながらチームとして学校運営を推進していくことが重要です。4月から開始された新たな教職課程においては、こうした状況を踏まえて学生に対する指導を充実させるとともに、その改善を図ることが必要です。

こうした状況に加え、我が国では、人口減少、少子高齢化、過疎化の進展により、一市町村一小学校一中学校等という市町村が232団体（13.3%）あるなど、児童生徒数の減少に伴う教育環境の変化に対応する必要があります。

以上に挙げたような、今後の社会状況の変化を見据え、初等中等教育の現状及び課題を踏まえ、これからの初等中等教育の在り方について総合的に検討するため、「新しい時代の初等中等教育の在り方」について諮問を行うものであります。

具体的には、Society 5.0時代の到来に向けて、第3期教育振興基本計画（平成30年6月15日閣議決定）、学校における働き方改革に関する総合的な方策に係る本年1月の中央教育審議会答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体

制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」や、教育再生実行会議において同月に取りまとめ公表された第11次提言中間報告及びその後の検討状況も踏まえ、以下の事項を中心に御審議をお願いします。

第一に、新時代に対応した義務教育の在り方についてです。具体的には、以下の事項などについて御検討をお願いします。

- 義務教育、とりわけ小学校において、基礎的読解力などの基盤的な学力の確実な定着に向けた方策
- 義務教育9年間を見通した児童生徒の発達の段階に応じた学級担任制と教科担任制の在り方や、習熟度別指導の在り方など今後の指導体制の在り方
- 教科担任制の導入や先端技術の活用など多様な指導形態・方法を踏まえた、年間授業時数や標準的な授業時間等の在り方を含む教育課程の在り方
- 特定分野に特異な才能を持つ者や障害のある者を含む特別な配慮を要する児童生徒に対する指導及び支援の在り方など、児童生徒一人一人の能力、適性等に応じた指導の在り方

第二に、新時代に対応した高等学校教育の在り方についてです。具体的には、以下の事項などについて御検討をお願いします。

- 生徒の学習意欲を喚起し能力を最大限伸ばすための普通科改革など学科の在り方
- いわゆる文系・理系の類型にかかわらず学習指導要領に定められた様々な科目をバランスよく学ぶことや、STEAM教育^{*}の推進
- 時代の変化・役割の変化に応じた定時制・通信制課程の在り方
- 地域社会や高等教育機関との協働による教育の在り方
- 特定分野に特異な才能を持つ者や障害のある者を含む特別な配慮を要する生徒に対する指導及び支援の在り方など、生徒一人一人の能力、適性等に応じた指導の在り方

第三に、増加する外国人児童生徒等への教育の在り方についてです。具体的には、以下の事項などについて御検討をお願いします。

- 外国人児童生徒等の就学機会の確保
- 外国人児童生徒等の進学・就学継続のための教育相談等の包括的支援の在り方

^{*} Science, Technology, Engineering, Art, Mathematics 等の各教科での学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育

- 公立学校における外国人児童生徒等に対する指導体制の確保，指導力の向上
- 日本の生活や文化に関する教育，母語の指導，異文化理解や多文化共生の考え方に基づく教育の在り方

第四に，これからの時代に応じた教師の在り方や教育環境の整備等についてであります。具体的には，以下の事項などについて御検討をお願いします。

- これからの時代において児童生徒等に求められる資質・能力を育成することができる教師の在り方
- 新学習指導要領に示された児童生徒の発達の段階に応じた学習内容や指導の在り方を踏まえ，義務教育9年間で学級担任制を重視する段階と教科担任制を重視する段階に捉え直すことのできる教職員配置や教員免許制度の在り方
- 質の高い教師を確保し，資質向上を図るための養成・免許・採用・研修・勤務環境・人事計画等の在り方
- 免許更新講習と研修等の位置付けの在り方などを含めた教員免許更新制の実質化
- 学校以外で勤務してきた経歴や専門的な知識・技能を有する者など，多様な背景を持つ人材によって教職員組織を構成できるようにするための免許制度や教員の養成・採用・研修・勤務環境の在り方
- 学校や大学を取り巻く環境変化に対応する教員養成課程の在り方
- 特別な配慮を要する児童生徒等への指導など，特定の課題に関する教師の専門性向上のための仕組みの構築
- 幼児教育の無償化を踏まえた幼児教育の質の向上
- 義務教育をすべての児童生徒等に実質的に保障するための方策
- いじめの重大事態，虐待事案等に適切に対応するための方策
- 児童生徒の減少による学校の小規模化を踏まえた自治体間の連携や小学校と中学校の連携等を含めた学校運営の在り方
- これらを踏まえたチーム学校の実現等に向けた教職員や専門的人材の配置，教師を支援し教育の質を高める ICT 環境や先端技術の活用を含む条件整備の在り方

以上が当面，御審議をお願いしたい事項であります。これらに関連する事項を含めて，新しい時代の初等中等教育の在り方について，幅広く御検討いただくようお願いいたします。なお，これらの課題は広範多岐にわたることから，審議の状況に応じ，審議の区切りがついた事項から逐次答申していただくことも御検討いただきますようお願いいたします。

新しい時代の初等中等教育の在り方 論点取りまとめ（概要）

令和元年12月 中央教育審議会初等中等教育分科会

新しい時代を見据えた学校教育の姿 (2020年代を通じて実現を目指すイメージ)

育成を目指すべき資質・能力

変化を前向きに受け止め、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手として、予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成

子供の学び

多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、
個別最適化された学びが実現

- 児童生徒一人一台コンピュータや高速大容量通信ネットワーク環境の下、教師を支援するツールとして先端技術を有効に活用することなどにより、基盤的な学力の確実な習得が行われるとともに、多様な子供たち一人一人の能力、適性等に応じた学びが提供されている。
- 特別な支援が必要な児童生徒等に対する個別支援が充実され、特異な資質・能力を有する子供がその才能を存分に伸ばせる高度な学びの機会にアクセスすることができる。
- 生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るために必要な資質・能力を育成するとともに、子供の生活や学びにわたる課題が早期に発見され、外国人児童生徒等を含めた全ての子供たちが安全・安心に学ぶことができる。
- 一人一人に応じた探究的・協働的な学びが実現されるとともに、STEAM教育などの実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な学びが提供されている。
- 特に高等学校では、普通科等の各学科において、生徒の学習意欲を喚起し能力を最大限伸ばすことができるよう各学校の特色化・魅力化が実現されている。

など

子供の学びを支える環境

全国津々浦々の学校において質の高い教育
活動を実施可能とする環境が整備

- 多様な人材を教育界内外から確保するため、教職の魅力向上や教員養成、採用、免許制度も含めた方策を通じ、質の高い教師集団が実現されるとともに、教師と多様な専門スタッフ等とがチームとして運営する学校が実現されている。
- 教師が生涯を通じて学び続け、技術の発達や新たなニーズなど学校教育を取り巻く変化に対応できる環境が整備されている。
- 学級担任制と教科担任制が効果的に実施され質の高い教育が実現されている。
- デジタル教科書・教材等の先端技術や教育ビッグデータを効果的に活用できる環境の整備、統合型校務支援システムの導入などにより、指導・支援の充実、校務の効率化がなされている。
- 人口減少が加速する地域においても、小学校と中学校との連携、学校や自治体をまたいだ教職員の配置などを通じて、魅力的な教育環境が実現されている。
- 幼稚園等の幼児教育が行われる場において、質の高い教育が提供され、全ての子供が健やかに成長できる良好な環境が整えられている。

など

このような教育を実現していくために、学校のチーム力を高め、学校における働き方改革を着実に進めるとともに、特に、次の事項についての検討を深めていくことが必要

これからの学びを支えるICTや先端技術の効果的な活用について

子供たちが多様化する中、誰一人取り残すことのない、個別最適化された学びの実現には、**教師を支援するツールとしてのICT環境や先端技術が不可欠**。ICT環境や先端技術の効果的な活用により、次のことが可能に。

- ① 学びにおける**時間・距離などの制約を取り払うこと**
※ 遠隔教育により、様々な状況の子供たちの学習機会が確保されるなど
- ② **個別に最適で効果的な**学びや支援
- ③ 可視化が難しかった**学びの知見の共有**やこれまでにない**知見の生成**
- ④ 学校における**働き方改革**の推進

現状の**情報化の致命的な遅延や地域間格差は**、学習環境・職場環境として**大問題**。**教育の機会均等**の観点からも、**令和の学校のスタンダードの実現に向け、ハード・ソフト一体で、国の取組を早急に進めるべき**。

【ハード】

○ **国家プロジェクトとしての学校ICT環境整備の抜本的充実**

- ・ 国公私を問わず、**児童生徒1人1台コンピュータを実現**。
- ・ 安定・安心・高速大容量の**通信ネットワーク環境、クラウド活用もセット**で推進。
- ・ 国・地方の連携の下、**自治体や学校等が計画的に取り組める支援策**が必要。
(複数自治体による広域調達、標準モデルや調達仕様書例の提示、好事例の普及など)

【ソフト】

○ **学校ICT環境整備と両輪となるソフト面での取組促進**

- ・ **デジタル教科書・教材等の先端技術の活用により、知識・技能の定着に係る授業時間を短縮し、探究的な学習等に時間をかけることが可能に。良質な学習リソースの開発・導入の促進**が必要。
- ・ **統合型校務支援システムの導入促進**。

【人材】

○ **教師の資質・能力の向上と専門的人材の確保等による指導体制の充実**

- ・ 自治体・学校レベルで、**教師のICT活用指導力等の向上を段階的・継続的に図る機会**を確保。
- ・ **ICT活用教育アドバイザー、ICT支援員、企業の人材などの活用促進**により指導体制を充実。

これらの取組と併せて、今後、以下の事項について検討。

- **教師の在り方や果たすべき役割、指導体制の在り方、ICT活用指導力の向上方策**はどうあるべきか、**今年度内を目途に方向性を示す**。
- 先端技術の活用等を踏まえた**年間授業時数や標準的な授業時間等の在り方、学年を超えた学び**についてどう考えるか、**早急に検討する**。
- **デジタル教科書の今後の在り方等**について、新学習指導要領実施後の改訂教科書の使用開始の時期（**小学校は令和6年度、中学校は令和7年度**）等も見据えつつ、**令和2年度内を目途に方向性を示す**。 等

義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方について

小学校高学年の児童の発達段階、外国語教育をはじめとした教育内容の専門性の向上などを踏まえ、**令和4年度を目途に小学校高学年からの教科担任制を本格的に導入すべき**である。このため、今後、以下の事項について検討を進めていく。

- 義務標準法の在り方も含めた教科担任制に必要な**教員定数の確保の在り方**
- 中学校における教師の在り方や小学校と中学校の行き来の在り方など、**小中学校の連携の在り方**
- 教育職員免許法の在り方も含めた義務教育9年間を見通した**養成、採用、研修、免許制度、人事配置の在り方**
- 義務教育9年間を見通した**教育課程の在り方** 等

教育課程の在り方について

- 児童生徒の学力向上に関する国、教育委員会、学校、地域等における取組の促進
- 義務教育段階の各教科等において育成を目指す資質・能力を確実に育むための方策
- 高等学校段階におけるSTEAM教育の推進 等

教師の在り方について

- これからの教師に求められる資質能力
- 免許状を持たない社会人の登用及び社会人等による普通免許状取得
- 教員免許更新制も含めた効果的・体系的な研修の在り方 等

新しい時代の高等学校教育の在り方について

- 各高等学校の教育理念を具現化する方策、特色化・魅力化の実現に向けた方策
- 地域社会や高等教育機関、産業界、関係機関等との連携・協働体制の構築
- 定時制・通信制課程の在り方 等

幼児教育の質の向上について

- 幼児教育の内容・方法の改善・充実、質の評価の促進
- 幼児教育を担う人材の確保・資質及び専門性の向上
- 家庭・地域における幼児教育の支援、幼児教育の推進体制の構築 等

外国人児童生徒等への教育の在り方について

- 指導体制の確保・充実、日本語指導担当教師等の指導力の向上
- 就学の促進、中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実
- 異文化理解や多文化共生の考え方に基づく教育 等

新しい時代の特別支援教育の在り方について

- 新しい時代の特別支援教育の目指す方向性・ビジョン
- 特別支援教育を担う教師の専門性の整理と養成の在り方
- 切れ目ない支援の推進に向けた教育と医療、福祉、家庭の連携 等

※ 上記に加え、諮問事項のうち上記で挙げられていない事項などについても今後検討。

新しい時代の初等中等教育の在り方 論点取りまとめ（抄）

令和元年 12 月
中央教育審議会初等中等教育分科会

新しい時代を見据えた学校教育の姿（2020 年代を通じて実現を目指すイメージ）

【育成を目指すべき資質・能力】

- ◆自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成（第3期教育振興基本計画「2030年以降の社会像の展望を踏まえた個人の目指すべき姿」）
- ◆変化を前向きに受け止め、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手として、予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成（新しい時代の初等中等教育の在り方について（諮問））

<子供の学び>

多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、個別最適化された学びが実現

○児童生徒一人一台コンピュータや高速大容量通信ネットワーク環境の下、教師を支援するツールとして先端技術を有効に活用することなどにより、子供たち一人一人の資質・能力を伸ばすという観点から、読解力などの言語能力や情報活用能力などの育成に向けた基盤としての資質・能力の確実な習得が行われるとともに、多様な子供たち一人一人の能力、適性等に応じ、子供たちの意欲を高めやりたいことを深められる学びが提供されている。

- ■ これからの学びを支える ICT や先端技術の効果的な活用について
- 教育課程の在り方について

○個々の児童生徒の学習状況を教師が一元的に把握できる中で、それに基づき特別な支援が必要な児童生徒等に対する個別支援が充実され、多様な子供がお互いを理解しながら共に学び、特異な資質・能力を有する子供が、その才能を存分に伸ばせる高度な学びの機会にアクセスすることができる。

- ■ これからの学びを支える ICT や先端技術の効果的な活用について
- 教育課程の在り方について
- 特別支援教育の在り方について
- 特定分野に特異な才能を持つ者に対する指導及び支援の在り方

○生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るために必要な資質・能力を育成するとともに、子供の生活や学びにわたる課題（貧困、虐待等）が早期に発見され、外国人児童生徒等の社会的少数者としての課題を有する児童生徒等を含めた全ての子供たちが安全・安心に学ぶことができる。

- ■ 外国人児童生徒等への教育の在り方について
- 義務教育をすべての児童生徒等に実質的に保障するための方策（特に不登校児童生徒に対する対応や夜間中学など）
- いじめの重大事態、虐待事案等に適切に対応するための方策

○学校と社会とが連携・協働することにより、多様な子供たち一人一人に応じた探究的・協働的な学びが実現されるとともに、STEAM 教育などの実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な学びが提供されている。

- ■ 教育課程の在り方について
- 高等学校教育の在り方について

○特に高等学校では、普通科をはじめとする各学科において、生徒の学習意欲を喚起し能力を最大限伸ばすことができるよう各学校の特色化・魅力化が実現されている。

- ■ 高等学校教育の在り方について

など

<子供の学びを支える環境>

全国津々浦々の学校において質の高い教育活動を実施可能とする環境が整備

○多様な経験や職歴を持つ適任者を広く教育界内外から確保するため、教職の魅力向上や教員養成、採用、免許制度も含めた方策を通じ、バランスのとれた年齢構成と、多様性があり変化にも柔軟に対応できる質の高い教師集団が実現されるとともに、校長のリーダーシップの下、教師と多様な専門スタッフ、外部専門機関とがチームとして運営する学校が実現されている。

- ■ 教師の在り方について
- チーム学校の実現等に向けた教職員や専門的人材の配置、学校や教育委員会におけるマネジメントの在り方

○教師が生涯を通じて学び続け、多様な学びをコーディネートできる能力や教科横断的な専門性を向上することができるなど、技術の発達や新たなニーズなど学校教育を取り巻く様々な変化に対応できる環境が整備されている。

- ■ 教師の在り方について

○発達段階に応じ学級担任制と教科担任制が効果的に実施され、質の高い教育が実現されている。

- ■ 義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方について

○デジタル教科書・教材等の先端技術や教育ビッグデータを効果的に活用できる環境の整備、統合型校務支援システムの導入などにより、児童生徒理解に基づく指導・支援の充実やICT化による校務の効率化がなされている。

- ■ これからの学びを支えるICTや先端技術の効果的な活用について

○人口減少が加速する地域においても、自治体間の連携、小学校と中学校との連携、学校や自治体をまたいだ教職員の配置などの多様な工夫を通じて、すべての児童生徒に対し魅力的な教育環境が実現されている。

- ■ 義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方について
- 児童生徒の減少による学校の小規模校化を踏まえた自治体間の連携や小学校と中学校の連携等を含めた学校運営の在り方

○幼稚園等の幼児教育が行われる場において、小学校教育との円滑な接続や質の評価を通じたPDCAサイクルの構築が図られるなど、質の高い教育が提供され、全ての子供が健やかに成長できる良好な環境が整えられている。

- ■ 幼児教育の質の向上について

など

このような教育を実現していくために、学校のチーム力を高め、学校における働き方改革を着実に進めるとともに、特に、次の事項についての検討を深めていくことが必要ではないか。その際、これまでの学校の常識にとらわれず、新しい時代の学びの在り方を見据えて検討を行っていくことも必要ではないか。

- これからの学びを支える ICT や先端技術の効果的な活用について（P 4～7）
- 義務教育 9 年間を見通した教科担任制の在り方について（P 9）
- 教育課程の在り方について（P 10～13）
- 教師の在り方について（P 14）
- 高等学校教育の在り方について（P 15）
- 幼児教育の質の向上について（P 16～17）
- 外国人児童生徒等への教育の在り方について（P 18～19）
- 特別支援教育の在り方について（P 20）

上記に加え、諮問事項のうち上記で挙げられていない事項などについても、年明け以降に議論を行っていくことが必要。

- 特定分野に特異な才能を持つ者に対する指導及び支援の在り方について【主に教育課程部会において検討】
- 義務教育をすべての児童生徒等に実質的に保障するための方策について（特に不登校児童生徒に対する対応や夜間中学など）【主に新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会（以下「特別部会」という。）において検討】
- いじめの重大事態、虐待事案等に適切に対応するための方策について【主に特別部会において検討】
- 児童生徒の減少による学校の小規模校化を踏まえた自治体間の連携や小学校と中学校の連携等を含めた学校運営の在り方について【主に特別部会において検討】
- チーム学校の実現等に向けた教職員や専門的人材の配置、首長部局との連携及び学校や教育委員会におけるマネジメントの在り方について【主に特別部会において検討】

幼児教育の質の向上について

(論点)

1. 幼児教育の内容・方法の改善・充実について

- (1) 新幼稚園教育要領等の実施に当たって、効果的な指導方法や教材の研究等についてどのように考えるか。また、どのようにその内容を教職員一人一人が理解し、実践に反映させていくか。
- (2) 幼・小の相互理解を深め、幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続を推進するためには、どのような方策が考えられるか。公立幼稚園だけでなく、私立幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との連携の強化、接続の推進をどのように図っていくのか。
- (3) 幼児教育現場における先端技術の活用について、実践を可視化・共有化する手法をはじめ、どのような方策が考えられるか。
- (4) 障害のある幼児や外国につながる幼児といった特別な配慮を必要とする幼児への支援について、どのような方策が考えられるか。

2. 幼児教育を担う人材の確保・資質及び専門性の向上について

- (1) 若年離職者が多い中、高い専門性を有する教職員を育成・確保するためには、教職員の処遇改善も含め、どのような工夫が考えられるか。
- (2) 教職員の資質向上のため、キャリアステージ毎の効果的な研修の実施・普及の在り方についてどのように考えるか。
- (3) 預かり保育や子育ての支援などの教育課程以外の活動への対応が増加する中で、各園における教職員の保育の専門性向上のために、どのような工夫が考えられるか。
- (4) 幼稚園教諭の上級免許状の取得促進など、教職員の専門性向上のための方策についてどのように考えるか。

3. 幼児教育の質の評価の促進について

- (1) 各園の独自性を確保しつつ、公開保育や学校評価を通じた運営の改善・発展を図り、教育の質向上に向けたPDCAサイクルを構築していくためには、どのような工夫が考えられるか。
- (2) 自己評価の着実な実施、学校関係者評価や第三者評価の普及促進に向けて、どのような方策が考えられるか。
- (3) 幼児教育の質の評価に関する手法の在り方についてどのように考えるか。また、その成果の普及について、どのような工夫が考えられるか。

4. 家庭・地域における幼児教育の支援について

- (1) 家庭や地域において幅広く幼児教育の理解を深めるためには、どのような工夫が必要か。
- (2) 預かり保育や幼児教育施設における子育ての支援の在り方をどのように捉えるか。
- (3) 経済的困窮や虐待など様々な問題を抱える家庭への支援の観点から、福祉機関をはじめとした関係機関との連携強化についてどのように考えるか。

5. 幼児教育を推進するための体制の構築について

- (1) 国公私の別や施設類型を超えた地域の幼児教育の質の向上のために、自治体はどのような推進体制を構築することが考えられるか。
- (2) 幼児教育の担当部局の一元化の在り方、幼児教育センターの設置など幼児教育に関する一元的な施策の企画・実施の在り方についてどのように考えるか。
- (3) 幼児教育の専門性を有し指導・助言を行う指導主事や幼児教育アドバイザー等の育成・配置の在り方についてどのように考えるか。
- (4) 国における幼児教育に関する調査研究拠点の役割についてどのように考えるか。

⇒ 引き続き、幼児教育の実践の質向上に関する検討会において、関係部会等とも連携しながら検討を行い、検討結果を特別部会に報告する。

参 考 資 料

【幼児教育を巡る動向】

- 幼児教育施設の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 子ども・子育て支援新制度・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 幼児教育・保育の無償化・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

【幼児教育の質の向上に関する論点】

- 幼児教育の内容・方法の改善・充実・・・・・・・・・・ 32
- 幼児教育を担う人材の確保・資質及び専門性の向上・・ 50
- 幼児教育の質の評価の促進・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
- 家庭・地域における幼児教育の支援・・・・・・・・・・ 80
- 幼児教育を推進するための体制の構築・・・・・・・・ 94
- 新型コロナウイルス感染症拡大の状況における幼稚園等の具体的な取組・・ 102

【参考】

- 令和2年度予算（幼児教育関係）・・・・・・・・・・ 122
- その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 140

【幼児教育を巡る動向】

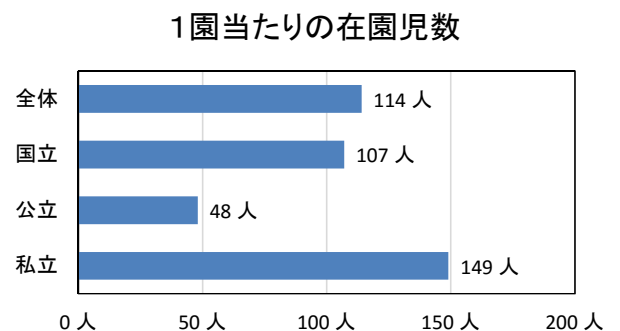
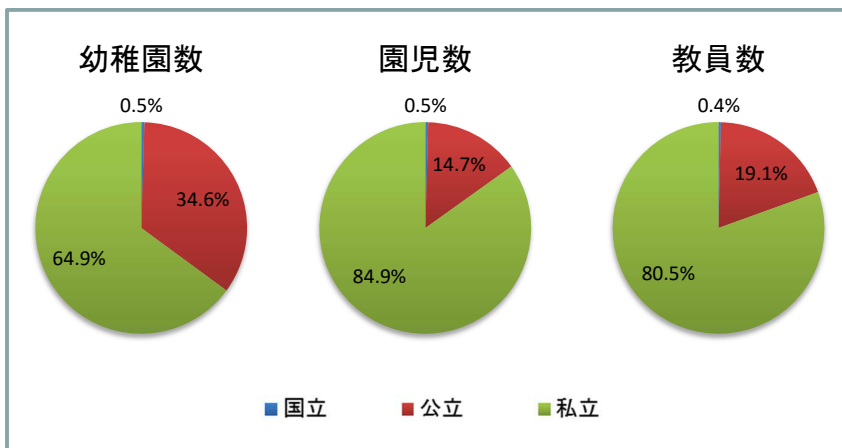
幼児教育施設の現状

幼稚園数及び幼稚園児数

(令和元年5月1日現在)

区分		合計		国立		公立		私立	
園児数	幼稚園数	10,070 園	100%	49 園	0.5%	3,483 園	34.6%	6,538 園	64.9%
	合計	1,145,576 人	100%	5,243 人	0.5%	168,037 人	14.7%	972,296 人	84.9%
	3歳児	342,218 人	100%	1,260 人	0.4%	33,105 人	9.7%	307,853 人	90.0%
	うち前年度間入園者	53,711 人	100%	0 人	0.0%	317 人	0.6%	53,394 人	99.4%
	4歳児	389,850 人	100%	2,016 人	0.5%	60,533 人	15.5%	327,301 人	84.0%
	5歳児	413,508 人	100%	1,967 人	0.5%	74,399 人	18.0%	337,142 人	81.5%
教員数(本務者)		93,579 人	100%	351 人	0.4%	17,866 人	19.1%	75,362 人	80.5%

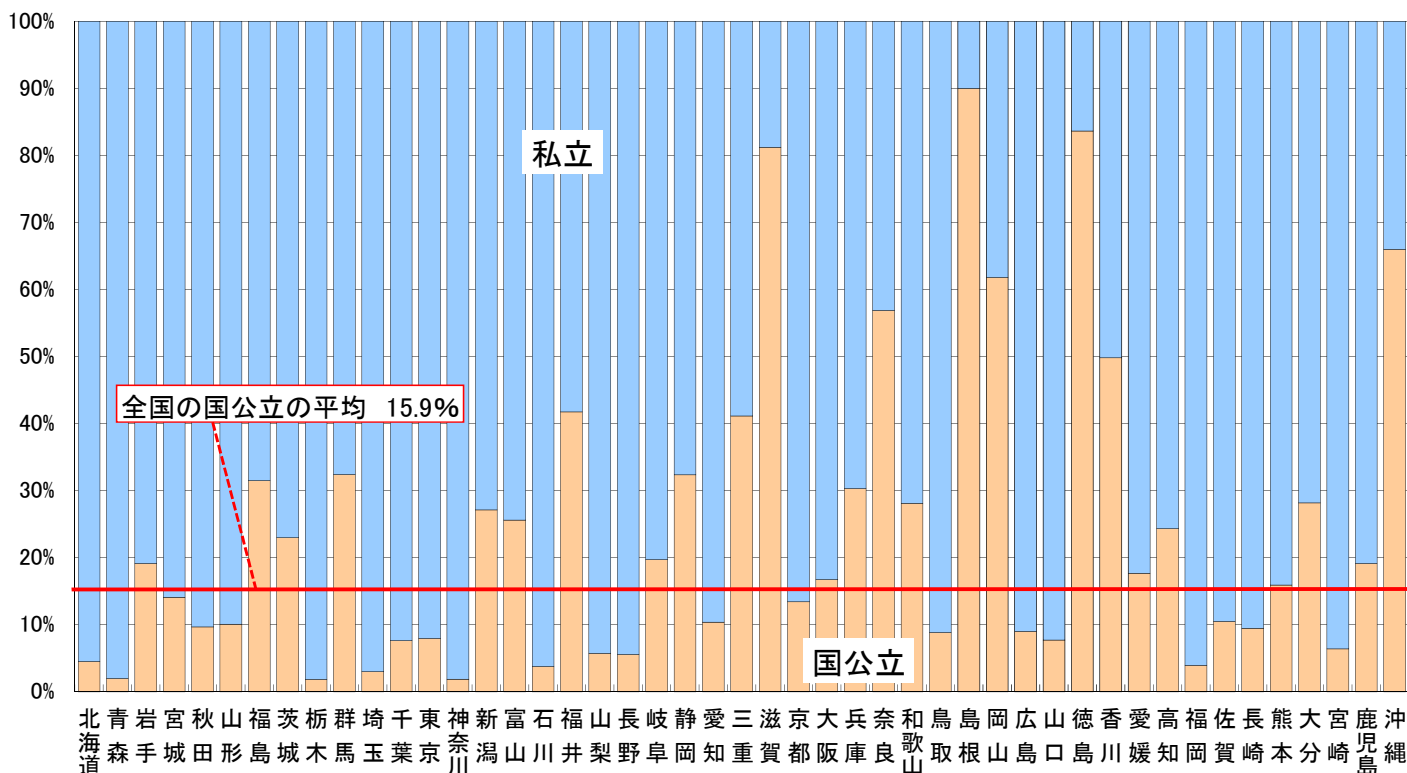
(出典:令和元年度学校基本調査)



(注) ・「前年度間入園者数」は、前年度の満3歳の誕生日以降に入園した幼児数である。
 ・幼稚園数、在園児数及び教員数(本務者)は幼稚園型認定こども園も含む。

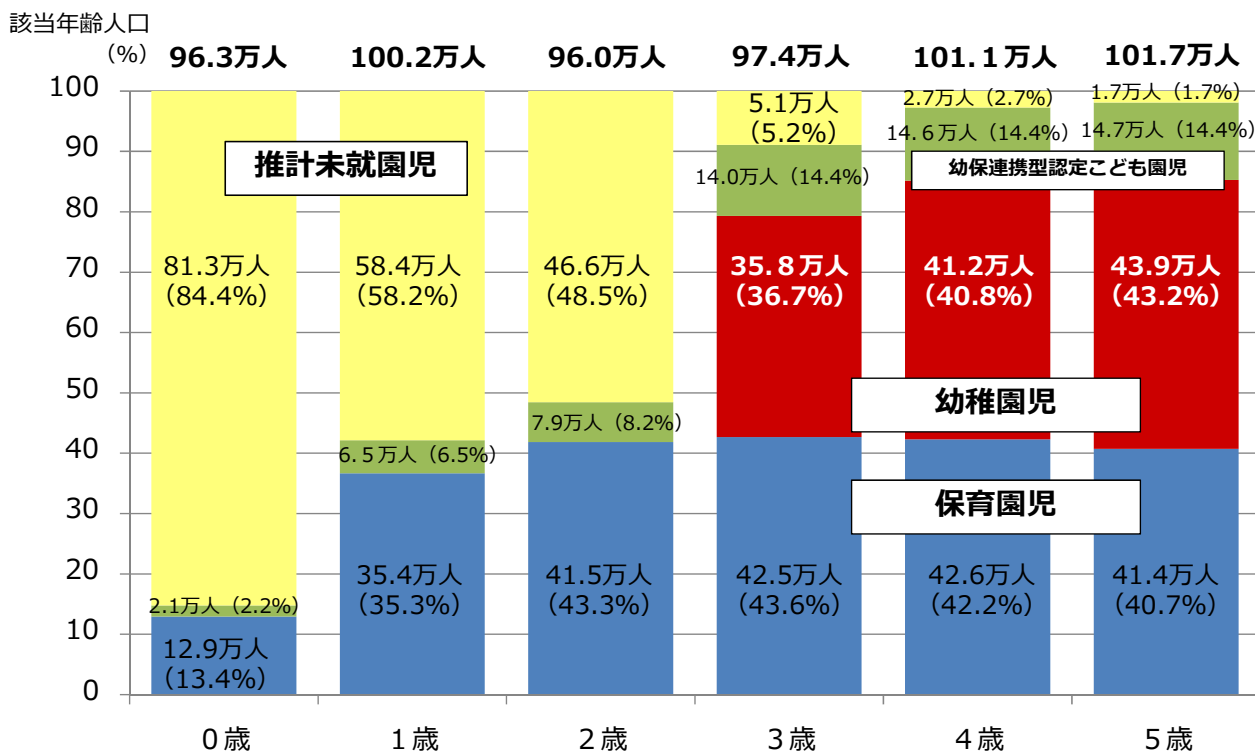
幼稚園の園児の公私立比 [都道府県比較]

私立幼稚園が占める割合(令和元年度)は、都道府県によって、9割以上のところもあるが、逆に2割以下のところもある。



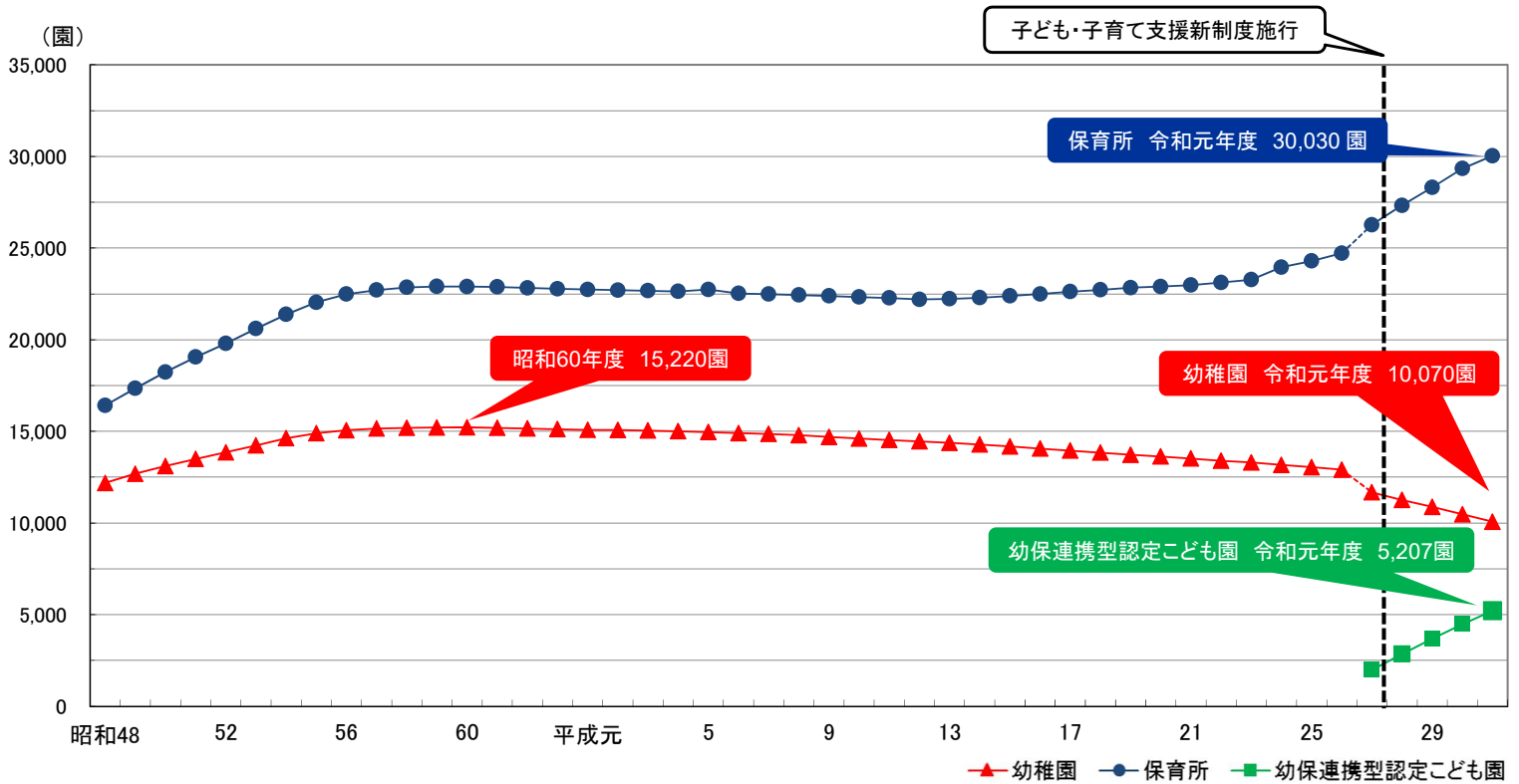
文部科学省「学校基本調査(令和元年度)」

幼稚園・保育所等の年齢別利用者数及び割合(平成30年度)



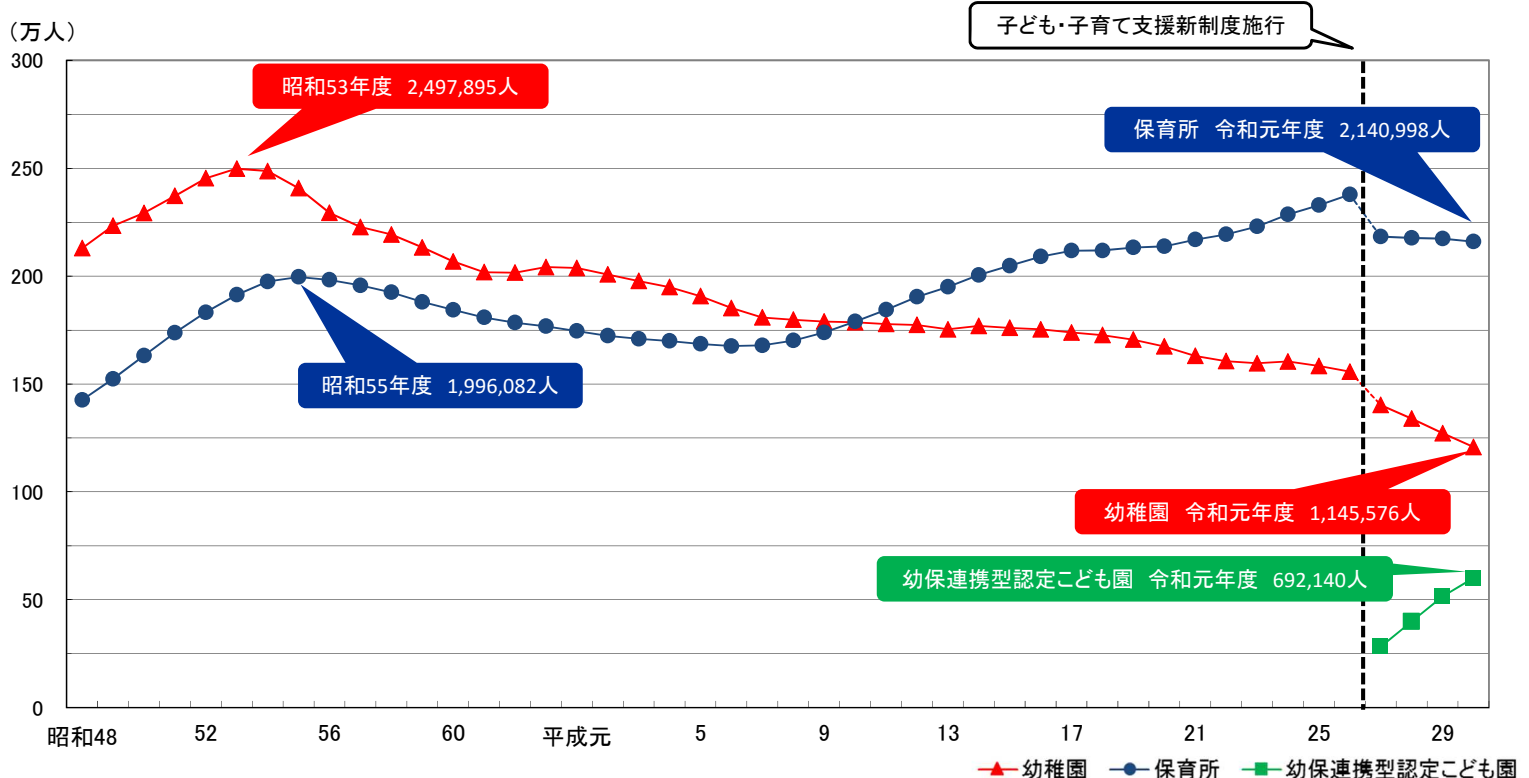
※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報(平成29年10月1日現在)より。
 ※幼保連携型認定こども園の数は平成30年度「認定こども園に関する状況調査」(平成30年4月1日現在)より。
 ※幼稚園の数は平成30年度「学校基本調査」(確定値、平成30年5月1日現在)より。「幼稚園」には特別支援学校幼稚部、幼稚園型認定こども園も含む。
 ※保育園の数は平成30年の「待機児童数調査」(平成30年4月1日現在)より。なお、「保育園」には地方裁量型認定こども園、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業も含む。4歳と5歳の数値については、「待機児童数調査」の4歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」(平成29年10月1日現在)の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、小規模保育所の利用者数に基づき按分したものである。
 ※「推計未就園児数」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数、保育園在園者数及び、幼保連携型認定こども園在園者数を差し引いて推計したものである。
 ※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

幼稚園・幼保連携型認定こども園・保育所の施設数 [推移]



(注) ・幼稚園には幼稚園型認定こども園を、幼保連携型認定こども園には地方裁量型認定こども園を、保育所には保育所型認定こども園、特定地域型保育事業(平成27年度より)を含む。
 ・平成27年度より、幼保連携型認定こども園は単一の認可施設。平成26年度以前は、幼稚園及び保育所にそれぞれ算入。
 ・幼稚園の数値は「学校基本統計」(各年5月1日現在)、認定こども園の数値は「認定こども園調査」(各年4月1日現在)より。
 ・保育所の数値は「待機児童数調査」(各年4月1日現在)より。(平成26年度より前の数値は「社会福祉施設等調査」(各年10月1日現在)より推計。)

幼稚園・幼保連携型認定こども園・保育所の在園者数 [推移]



(注) ・幼稚園には幼稚園型認定こども園を、幼保連携型認定こども園には地方裁量型認定こども園を、保育所には保育所型認定こども園、特定地域型保育事業(平成27年度より)を含む。
 ・平成27年度より、幼保連携型認定こども園は単一の認可施設。平成26年度以前は、幼稚園及び保育所にそれぞれ算入。
 ・幼稚園の数値は「学校基本統計」(各年5月1日現在)、認定こども園の数値は「認定こども園調査」(各年4月1日現在)より。
 ・保育所の数値は「待機児童数調査」(各年4月1日現在)より。(平成26年度より前の数値は「社会福祉施設等調査」(各年10月1日現在)より推計。)

認定こども園制度の概要

「認定こども園」とは

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。以下の機能を備え、認可・認定の基準を満たす施設は、都道府県等から認可・認定を受けることができます。

- ①就学前の子どもを、保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育と保育を一体的に行う機能
- ②子育て相談や親子の集いの場の提供等地域における子育ての支援を行う機能

認定こども園の類型

幼保連携型

幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能を併せ持つ単一の施設として、認定こども園の機能を果たすタイプ

幼稚園型

幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園の機能を果たすタイプ

保育所型

認可保育所が、保育を必要とする子ども以外の子どもを受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ

地方裁量型

認可保育所以外の保育機能施設等が、保育を必要とする子ども以外の子どもを受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ

認定こども園の数

(子ども・子育て本部調べ(平成31年4月1日現在))

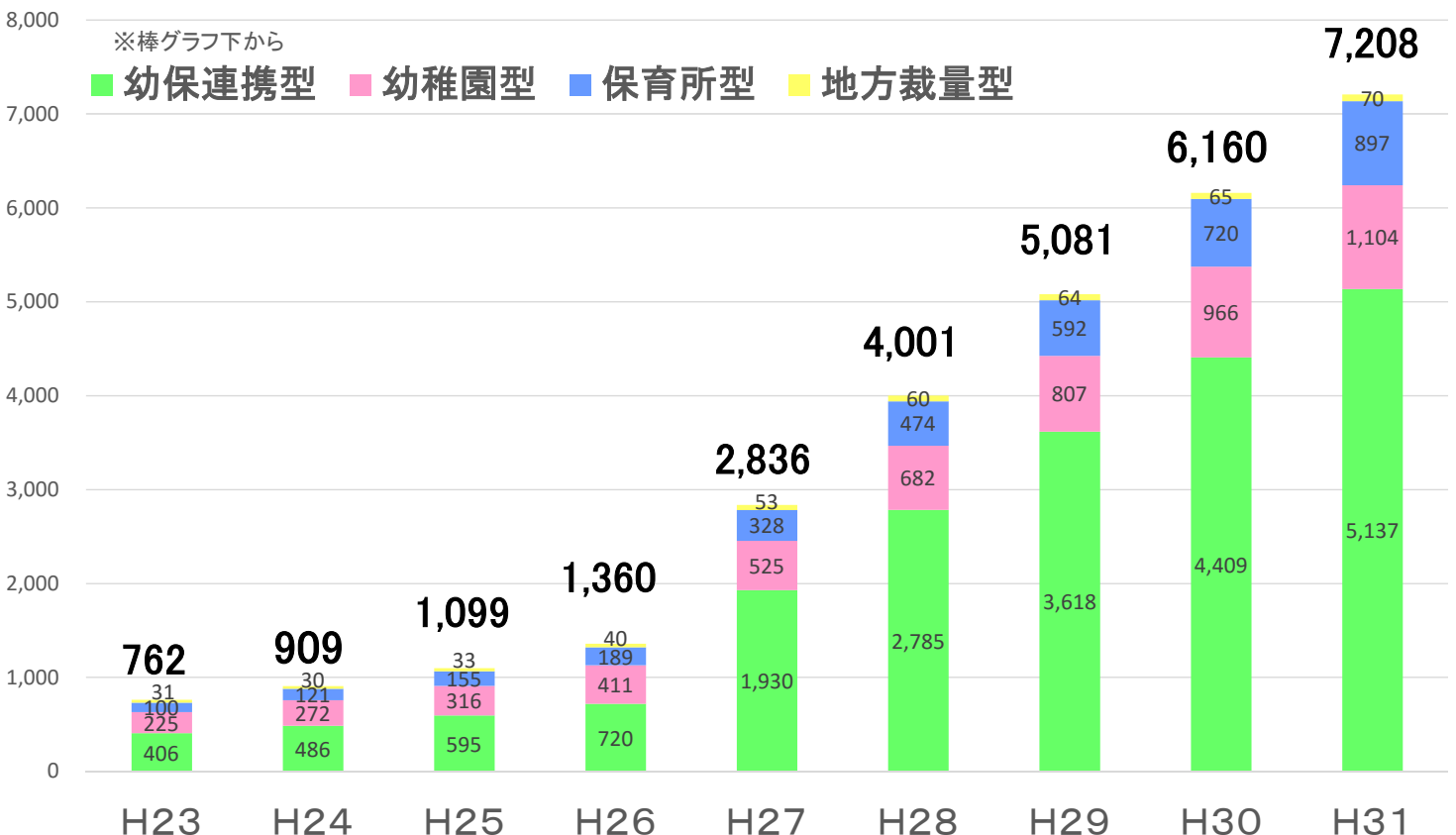
園数	(内訳)			
	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
7,208 H30 (6,160)	5,137 (4,409)	1,104 (966)	897 (720)	70 (65)

各都道府県別の数

(子ども・子育て本部調べ(平成31年4月1日現在))

都道府県	園数		都道府県	園数		都道府県	園数	
	H30	H31		H30	H31		H30	H31
北海道	344	408	石川県	180	224	岡山県	86	111
青森県	260	287	福井県	107	123	広島県	134	169
岩手県	81	95	山梨県	64	70	山口県	53	60
宮城県	44	59	長野県	68	77	徳島県	54	60
秋田県	89	94	岐阜県	101	130	香川県	46	67
山形県	75	85	静岡県	247	274	愛媛県	74	84
福島県	90	105	愛知県	169	208	高知県	34	36
茨城県	198	215	三重県	40	55	福岡県	112	132
栃木県	116	129	滋賀県	85	97	佐賀県	74	85
群馬県	206	229	京都府	77	108	長崎県	135	154
埼玉県	93	119	大阪府	573	655	熊本県	133	148
千葉県	145	178	兵庫県	463	509	大分県	127	143
東京都	129	145	奈良県	60	71	宮崎県	178	192
神奈川県	140	187	和歌山県	52	58	鹿児島県	198	228
新潟県	152	197	鳥取県	40	45	沖縄県	79	129
富山県	103	116	島根県	52	58	合計	6,160	7,208

認定こども園数の推移



(平成31年4月1日現在)

子ども・子育て支援新制度

子ども・子育て関連3法(平成24年8月成立)の趣旨と主なポイント

◆ 3法の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

* 子ども・子育て関連3法とは、①子ども・子育て支援法②認定こども園法の一部改正法③児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法

◆ 主なポイント

- ① 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）
及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設



* 地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

- ② 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

- ・ 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ・ 認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

- ③ 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

④ 市町村が実施主体

- ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

⑤ 社会全体による費用負担

- ・ 消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提
(幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要)

⑥ 政府の推進体制

- ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備(内閣府に子ども・子育て本部を設置)

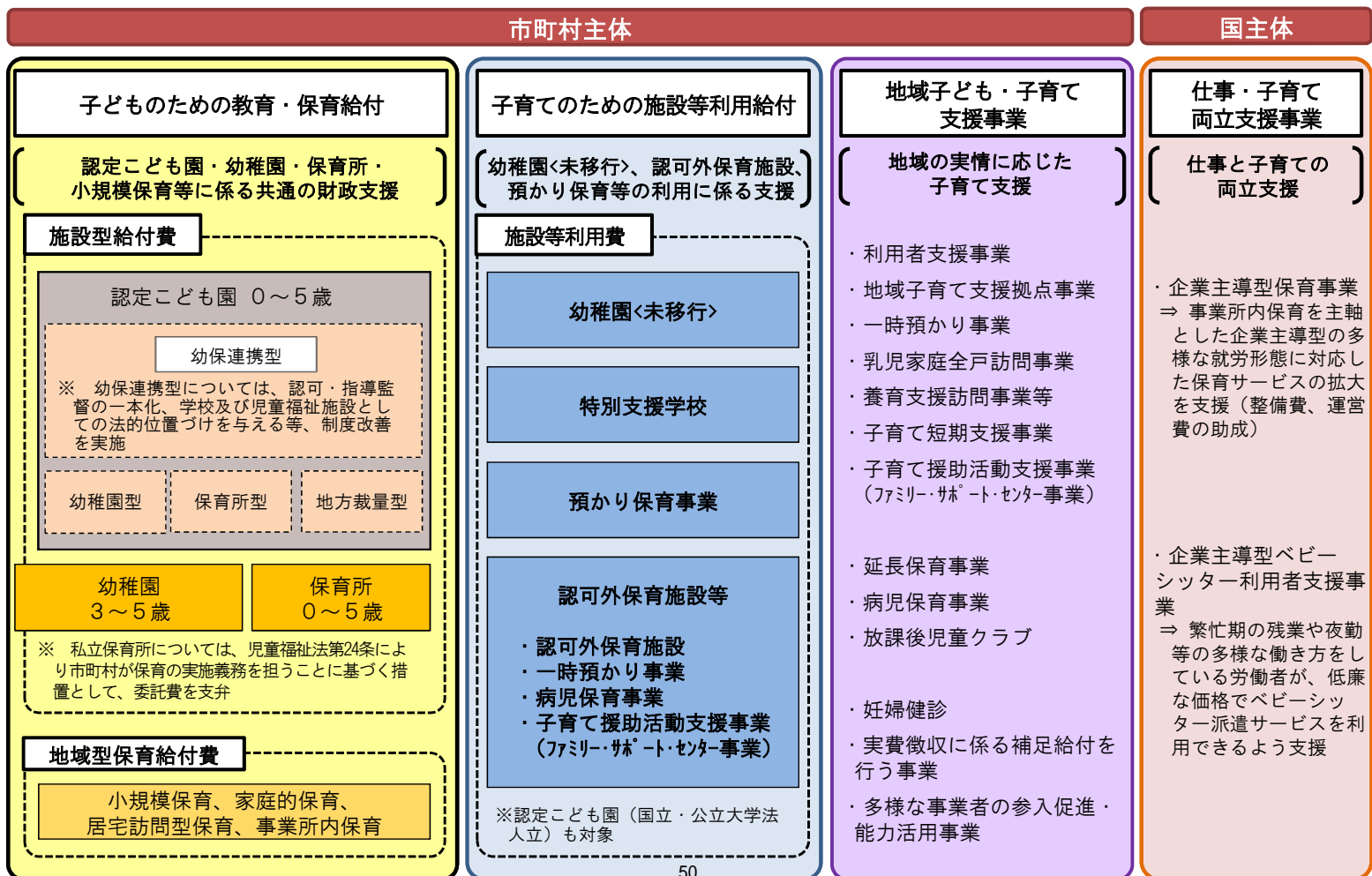
⑦ 子ども・子育て会議の設置

- ・ 国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等(子ども・子育て支援に関する事業に従事する者)が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして、子ども・子育て会議を設置
- ・ 市町村等の合議制機関(地方版子ども・子育て会議)の設置努力義務

⑧ 施行時期

- ・ 平成27年4月に本格施行

子ども・子育て支援新制度の概要



教育基本法上の「法律に定める学校」(第6条)

- ①「公の性質」を有し、
- ②教育を受ける者の心身の発達に応じた「体系的・組織的な教育」を行う。

◎教育基本法 一抄一

(学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。(以下略)

学校教育法に定めるもの

幼稚園 中等教育学校
 小学校 特別支援学校
 中学校 大学
 高等学校 高等専門学校

学校教育を提供

学校

認定こども園法に定めるもの

幼保連携型認定こども園

※ 既存の幼稚園から移行した場合、「幼稚園」の名称を用いることができる。

学校教育・保育を提供

学校・児童福祉施設
両方の性格

令和元年度私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行状況等調査の結果 (抜粋)

- ・調査対象 全ての都道府県、市区町村 ※東京都の離島等9市区町村を除く 私立幼稚園及び私立幼稚園から移行した認定こども園
- ・調査時点 2019年4月1日

(1) 私立幼稚園の新制度への移行状況 (実績)

<母数：7,741園 (廃園・休園を除く全私立幼稚園)>

	2015年4月1日現在		2016年4月1日現在		2017年4月1日現在		2018年4月1日現在		2019年4月1日現在	
	新制度に移行した私立幼稚園	1,884園	23.2%	2,387園 (前年+503園)	29.2% (前年+9%)	2,931園 (前年+544園)	36.4% (前年+7.2%)	3,271園 (前年+340園)	41.9% (前年+5.5%)	3,661園 (前年+390園)
幼保連携型認定こども園として移行	813園	10.0%	1,041園	12.7%	1,288園	16.0%	1,336園	17.1%	1,439園	18.6%
幼稚園型認定こども園として移行	511園	6.3%	647園	7.9%	759園	9.4%	897園	11.5%	1,032園	13.3%
幼稚園のまま移行	560園	6.9%	699園	8.6%	884園	11.0%	1,038園	13.3%	1,190園	15.4%

(2) 私立幼稚園の新制度への移行状況 (見込み)

<母数：7,741園 (廃園・休園を除く全私立幼稚園)>

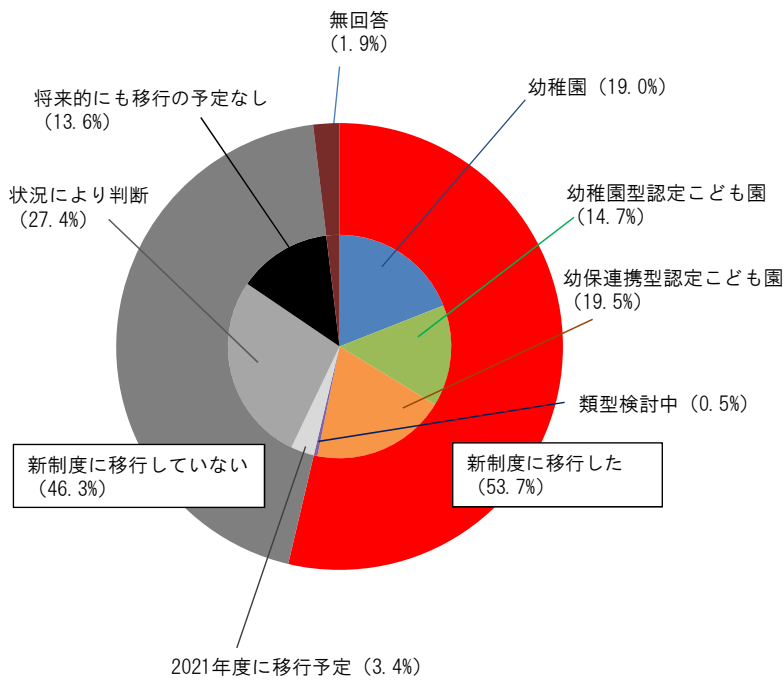
2020年度までに新制度に移行 (移行する方向で検討中を含む)	4,155園 <前年度+494園>	53.7% <前年度+6.4%>
認定こども園となって移行	2,660園	34.4%
幼保連携型認定こども園	1,508園	19.5%
幼稚園型認定こども園	1,137園	14.7%
施設の種類のについては検討中	15園	0.2%
幼稚園のまま移行	1,468園	19.0%
幼稚園のままか、認定こども園として移行するか検討中	27園	0.3%
2021年度以降に移行を検討・判断	2,385園	30.8%
2021年度以降、新制度へ移行 (移行する方向で検討中を含む)	267園	3.4%
状況により判断	2,118園	27.4%
将来的にも移行する予定はない	1,051園	13.6%
無回答	150園	1.9%

(注1) 移行率については、新制度に移行していない幼稚園数のうち廃園とされた園及び廃園に準じる形での休園となっている園等を除き算出している。

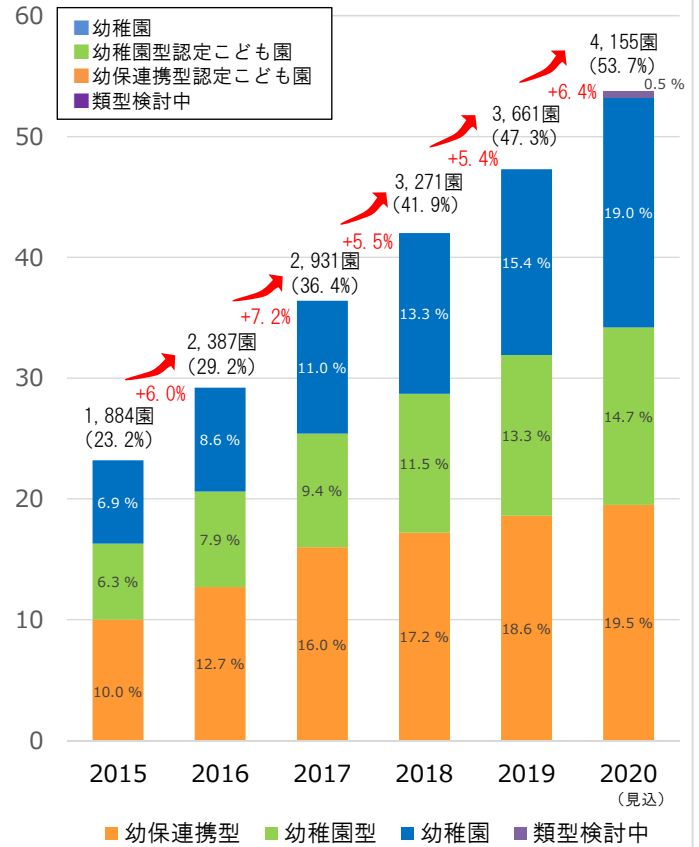
(注2) 四捨五入により合計が一致しないことがある

(参考1) 2020年度における移行状況の内訳及び移行状況の推移

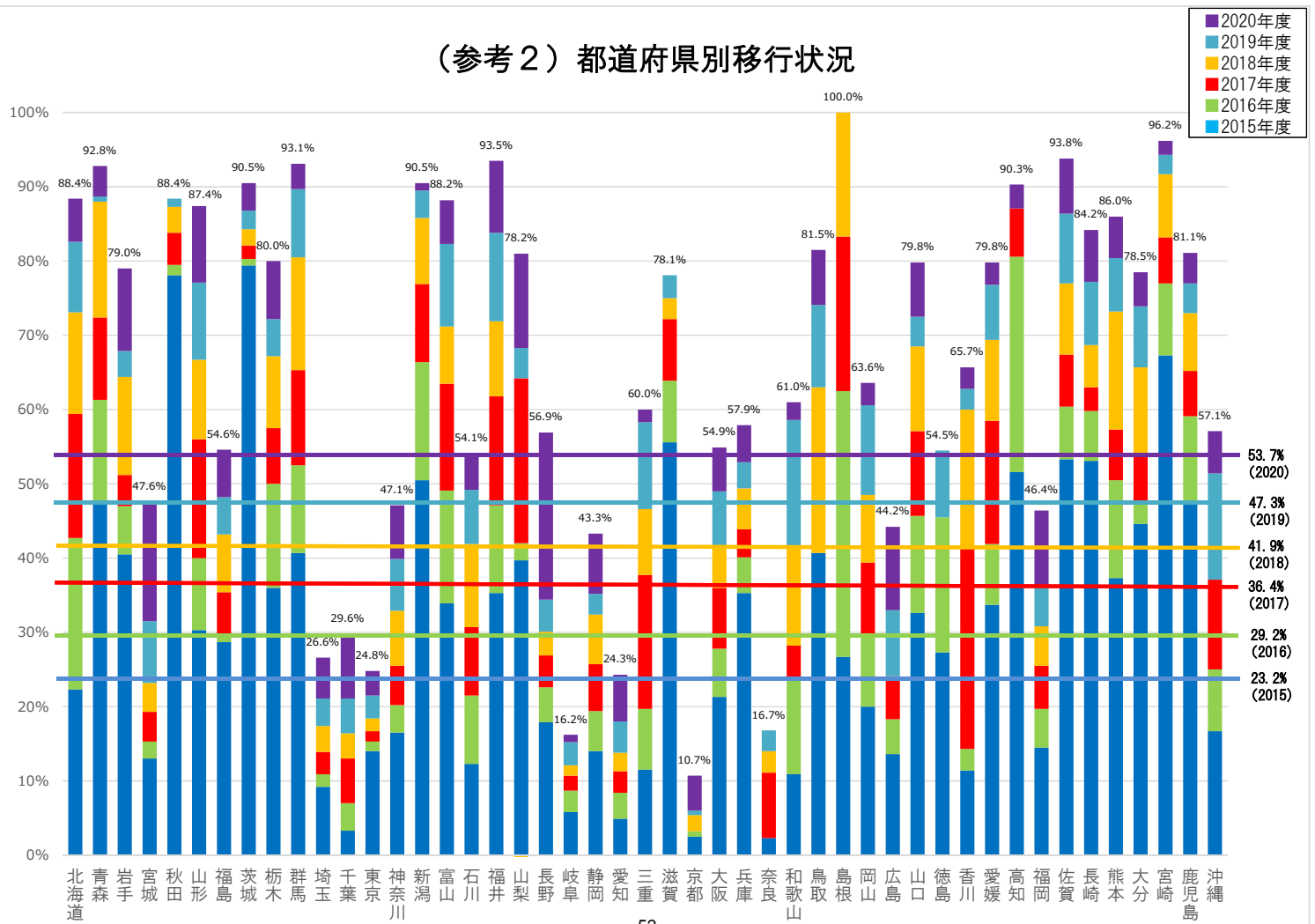
〈2020年度における移行状況の内訳(予定)〉



〈移行状況の推移〉



(参考2) 都道府県別移行状況



幼児教育・保育の無償化

幼児教育・保育の無償化の実施に関する主な経緯

- ・平成26年度～ 毎年度、幼児教育・保育の段階的無償化を実施
- ・平成29年12月8日 「新しい経済政策パッケージ」(閣議決定)
- ・平成30年5月31日 「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」(とりまとめ)
- ・平成30年6月15日 「経済財政運営と改革の基本方針2018」(閣議決定)
- ・平成30年10月15日 国と地方の協議の場(法定)
- ・平成30年11月21日 教育の無償化に関する国と地方の協議
(地方側) 全国知事会副会長、全国市長会会長、全国町村会会長 他
(政府側) 内閣府特命担当大臣(少子化対策)、文部科学大臣、厚生労働大臣、総務大臣
- ・平成30年12月3日 教育の無償化に関する国と地方の協議
(地方側) 全国知事会会長、全国市長会会長、全国町村会会長
(政府側) 内閣府特命担当大臣(少子化対策)、文部科学大臣、厚生労働大臣、総務大臣
- ・平成30年12月17日 国と地方の協議の場(法定)
- ・平成30年12月25日 幼児教育の無償化に関する協議の場 幹事会(第1回)
(地方側) 山口県知事、三鷹市長、明石市長、和光市長、嵐山町長、蔵王町長
(政府側) 内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長
- ・平成30年12月28日 「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」(関係閣僚合意)
- ・平成31年2月14日 幼児教育の無償化に関する協議の場 幹事会(第2回)
- ・令和元年5月10日 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立
- ・令和元年5月31日 幼児教育・保育の無償化に関する政令・内閣府令の公布
- ・令和元年10月1日 幼児教育・保育の無償化の実施

幼児教育の段階的無償化の取組み

各年度予算措置	負担軽減の内容
平成26年度予算 公費:312億円 (国:104億円、 地方:208億円)	幼稚園の保育料について ・生活保護世帯の保育料6,600円を無償化 ・第2子は半額、第3子以降は無償とする軽減措置の所得制限(年収約680万円まで)を撤廃
平成27年度予算 公費:189億円 (国:60億円、 地方:129億円)	幼稚園の保育料について ・市町村民税非課税世帯(年収約270万円まで)の保育料を9,100円から3,000円に引き下げ
平成28年度予算 公費:382億円 (国費:126億円、 地方:256億円)	年収360万円未満相当の世帯の幼稚園・保育所等の保育料について ・兄弟の年齢に関わらず、第2子は半額、第3子以降は無償 ・ひとり親世帯においては、第1子は半額、第2子以降は無償
平成29年度予算 公費:69億円 (国費:24億円、 地方:45億円)	市町村民税非課税世帯の幼稚園・保育所等の保育料について ・第2子完全無償化 年収360万円未満相当の世帯の幼稚園・保育所等の保育料について ①ひとり親世帯等の保護者負担の軽減措置の拡充 ②①以外の世帯において、1号認定子どもの負担軽減
平成30年度予算 公費:56億円 (国費:21億円、 地方:35億円)	幼稚園等の保育料について ・1号認定こどものうち、年収約360万円未満相当世帯の第1子及び第2子の負担軽減

(参考) 平成26年以降に進めてきた幼児教育の段階的な無償化に係る財源の負担割合は以下の通り。

- ・ 特定教育・保育施設については施設型給付における負担割合(国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)
- ・ 新制度未移行幼稚園については就園奨励費補助事業における負担割合(国1/3、市町村2/3)
- ・ 公立施設については施設型給付における負担割合(市町村10/10)。 ※ 地方交付税措置

20

諸外国における幼児教育無償化の取組例

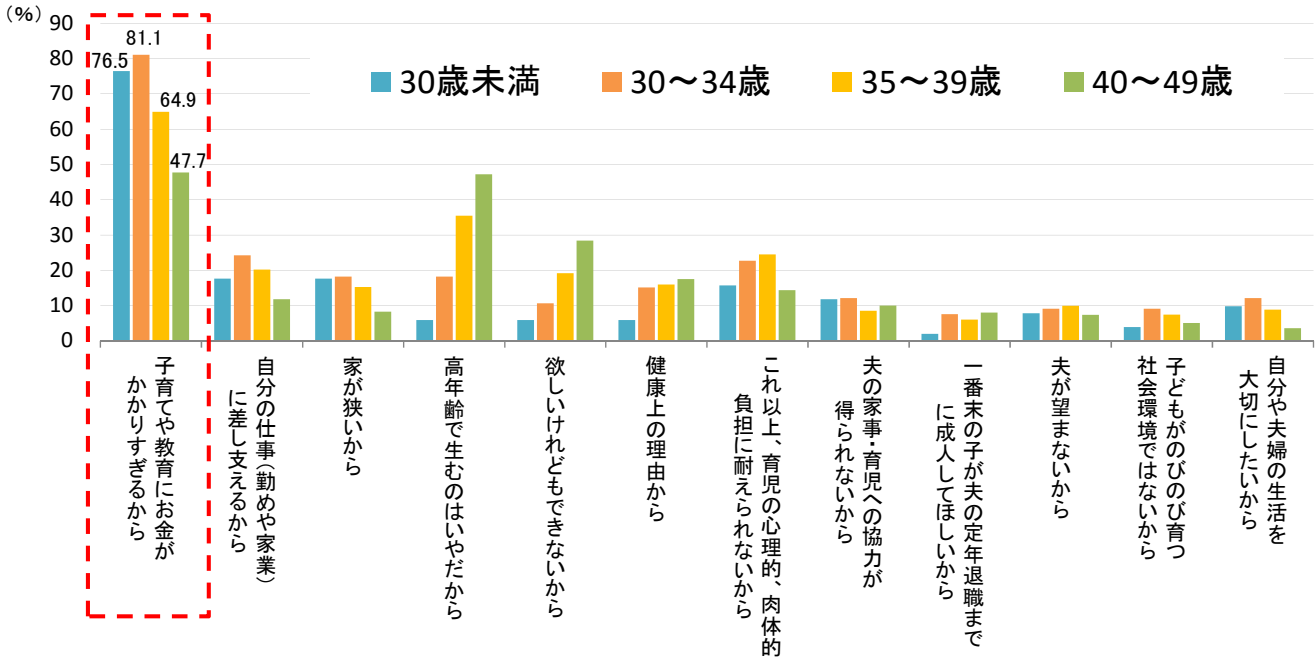
○イギリス、フランス、韓国では、幼児教育の重要性を踏まえ、無償化の取組を進めている。

イギリス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2004年までに全ての3～4歳児(※5歳から義務教育)に対する幼児教育の無償化を実現(週12.5時間、年33週分が上限)。 ・ 2010年に無償化の対象時間を拡大(週15時間、年38週分が上限) ・ 2014年に低所得世帯(年収16,190ポンド(240万円)以下等の基準に該当する世帯)の2歳児(全体の40%)も無償化。
フランス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3～5歳児を対象とした幼稚園は99%が公立であり、無償。 (3歳以上のほぼ全員が幼稚園に在籍。)
韓国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3～5歳児に対する幼児教育の無償化の方針を法定(2012年)。 ・ 公立については、2013年に無償化を達成。私立については、支援規模を段階的に拡大し、無償化を目指している。

子育てや教育にかかる費用が少子化の要因の一つ

○理想の子供数を持たない理由（複数回答）について、30歳未満では76.5%、30～34歳は81.1%が「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」と回答している。

妻の年齢別にみた、理想の子ども数を持たない理由（予定子ども数が理想子ども数を下回る夫婦）

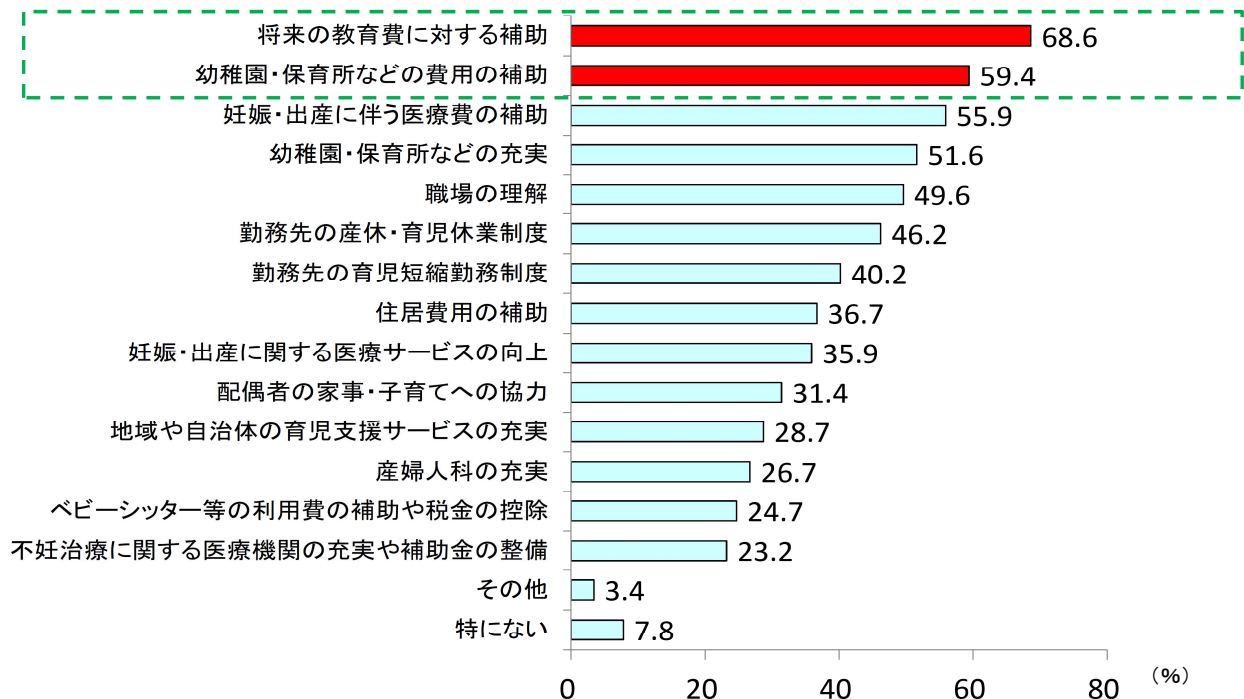


(注)妻が50歳未満である初婚どうしの夫婦のうち、予定子ども数が理想子ども数を下回る夫婦(約3割)を対象に行った質問(妻が回答者)。

出典: 国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査(夫婦調査)」(2015年)

教育費等への補助を求める意見が多い

○「どのようなことがあれば、あなたは(もっと)子供が欲しいと思いますか」との質問に対し(複数回答)、「将来の教育費に対する補助」が68.6%、「幼稚園・保育所などの費用の補助」が59.4%となっている。



出典: 内閣府政策統括官(共生社会政策担当)平成26年度「結婚・家族形成に関する意識調査」より作成。

※20代、30代の男女を対象とした調査。

幼児教育・保育の無償化の概要

1. 総論

- 「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針2018」、「幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針」等を踏まえ、令和元年5月10日子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立。同年10月1日から実施。
- 趣旨：幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成や義務教育の基礎を培う幼児教育の重要性

2. 対象者・対象範囲等

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園等

- 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料を無償化
 - ※ 新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限2.57万円（注：国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円）まで無償化
 - ※ 開始年齢 … 原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化
 - ※ 保護者が直接負担している通園送迎費、食材料費、行事費などは、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。3～5歳は施設による徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収360万円未満相当世帯）
- 0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

(2) 幼稚園の預かり保育

- 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化
 - ※ 保育の必要性の認定 … 2号認定又は2号認定と同等の認定（無償化給付のために新たに法制化）
 - ※ 預かり保育は子ども・子育て支援法の一時的預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう指導・監督

(3) 認可外保育施設等

- 3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化
 - ※ 認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象
 - ※ 上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象
 - ※ 都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定
- 0～2歳：保育の必要性の認定を受けた住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

24

- 認可外保育施設等における質の確保・向上に向けて以下の取組を実施
 - ・ 児童福祉法に基づく都道府県等の指導監督の充実等（認可施設への移行支援、巡回支援指導員の配置の拡充、指導監督基準の見直し等）
 - ・ 市町村における、対象施設を特定する確認や、必要に応じた施設への報告徴収、勧告、命令、確認の取消し、都道府県知事に対する協力要請
 - ・ 都道府県等が有する認可外保育施設の情報を市町村が確認可能とする情報共有システムの構築
 - ・ 5年間の経過措置について、法施行後2年を目途に見直す旨の検討規定
 - ・ 5年間の経過措置中の措置として、市町村が保育の需給状況等を勘案し、条例により対象施設の範囲を定めることを可能とする仕組み

3. 財源

(1) 負担割合

- 財源負担の在り方：国と地方で適切な役割分担をすることが基本。消費税増収分を活用し必要な地方財源を確保
- 負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4。ただし、公立施設（幼稚園、保育所及び認定こども園）は市町村等10/10

(2) 財政措置等

- 初年度の取扱い：初年度（令和元年度）に要する経費を全額国費で負担
- 事務費：初年度と2年目を全額国費。認可外保育施設等の5年間の経過措置期間に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置
- システム改修費：平成30年度・令和元年度予算を活用して対応

4. 就学前の障害児の発達支援

- 就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについて、利用料を無償化
- 幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象

5. その他

- 幼児教育・保育の無償化に関する様々な課題について、PDCAサイクルを行うため、国と地方自治体による協議を継続して実施
- 支払方法：新制度の対象施設 … 現物給付を原則。未移行幼稚園 … 市町村が実情に応じて判断（現物給付の取組を支援）
認可外保育施設等 … 償還払いを基本としつつ、市町村が地域の実情に応じて現物給付とすることも可

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律について

我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講ずる。

概要

1. 基本理念

子ども・子育て支援の内容及び水準について、全ての子供が健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであることに加え、子供の保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨を基本理念に追加する。

※ 既に現行法に基づく個人給付の対象となっている認定こども園、幼稚園、保育所等については、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。

※ 就学前の障害児の発達支援についても、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。

2. 子育てのための施設等利用給付の創設

(1) 対象施設等を利用した際に要する費用の支給

市町村は、①の対象施設等を②の支給要件を満たした子供が利用した際に要する費用を支給する。

①対象施設等

子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設(※)、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたものを対象とする。

※ 認可外保育施設については、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく届出がされ、国が定める基準を満たすものに限るが、5年間は届出のみで足りる経過措置を設ける(経過措置期間内において、市町村が条例により基準を定める場合、対象施設をその基準を満たす施設にできることとする)。

②支給要件 以下のいずれかに該当する子供であって市町村の確認を受けたものを対象とする。

- ・ 3歳から5歳まで(小学校就学前まで)の子供
- ・ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供であって、保育の必要性がある子供

(2) 費用負担

- ・ 本給付に要する費用は、原則、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1を負担する。

※ 平成31年度に限り、地方負担部分について全額国費により補填するため、必要な規定を設ける。

(3) その他

- ・ 市町村が適正な給付を行うため、対象施設等を確認し、必要に応じ報告等を求めることができる規定を設ける。
- ・ 差押え、公租公課の禁止、給付を受ける権利に係る時効等の規定を設ける。
- ・ 特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)等の関係法律について、所要の改正を行うとともに、経過措置について定める。

施行期日

令和元年10月1日 (一部の規定については、公布の日から施行)

26

幼児教育・保育の無償化の対象者・対象施設について

共働き世帯等(保育の必要性あり)

	幼稚園	預かり保育	認定こども園	保育所・地域型保育	企業主導型保育	認可外保育施設・一時預かり事業等
			○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○
	○		○ (1号のみ)			
	○	○	○	○	○	○

専業主婦世帯(保育の必要性なし)

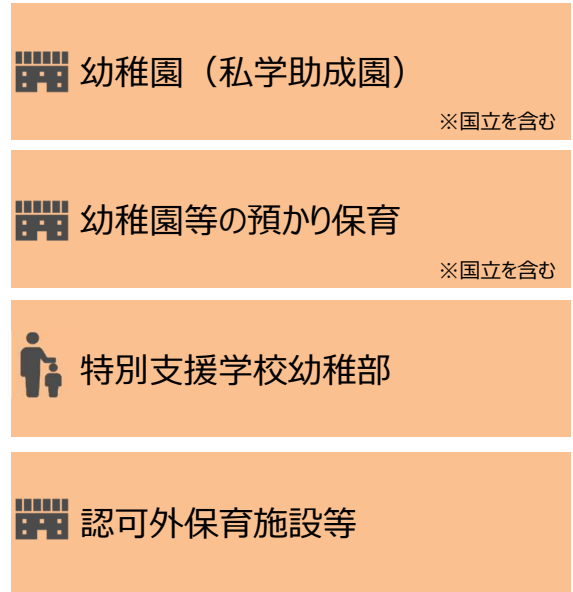
	幼稚園	預かり保育	認定こども園	保育所・地域型保育	企業主導型保育	認可外保育施設・一時預かり事業等
	○		○			

幼児教育・保育の無償化の対象施設と無償化の方式について

子ども・子育て支援新制度対象施設



その他の無償化対象施設・事業



子どものための教育・保育給付の拡充

利用者負担額をゼロに（子ども・子育て支援法施行令の改正）
 ⇒ 公定価格の全額を施設型給付費等により公費負担し、教育・保育を現物給付化。なお、公定価格外の特定保育料（上乗せ徴収）の有無は、幼稚園等ごとに異なりうる。

子育てのための施設等利用給付の創設

子ども・子育て支援法を改正し、上記施設・事業の利用に係る「子育てのための施設等利用給付」を創設。
 ⇒ 施設等で定める利用料の一定額まで施設等利用費を支給（日用品費、行事参加費、給食費、通園費は対象外）。

幼児教育・保育の無償化に係る国と地方の所要額（令和元年度補正予算）

- 幼児教育・保育の無償化の実施に要する令和元年度の所要額については、国負担分は内閣府予算計上の「子どものための教育・保育給付交付金」等から、地方負担分は総務省予算計上の「子ども・子育て支援臨時交付金」からそれぞれ負担し、全額を国費で負担することとしている。
- 今般、令和元年10月1日時点の利用児童数等の直近の数値を基に推計した結果、国と地方の所要額が合わせて493億円増加したことから、令和元年度補正予算に当該額を計上する。
- 所要見込額が増加した主な要因は、女性活躍や保育の受け皿拡大が進展している中で、世帯の所得が増加するとともに、保育所等の利用者が増加したことなどが考えられる。

<幼児教育・保育の無償化に係る国と地方の所要額>

（単位：億円）

項目	財源負担割合			令和元年度当初予算				令和元年度補正予算				
	国	県	市町村	国	県	市町村	国	県	市町村			
<新制度> 保育所・幼稚園等	私立	1/2	1/4	1/4	2,059	1,030	515	515	2,361 +302	1,181 +151	590 +75	590 +75
	公立	-	-	10/10	818	0	0	818	1,009 +191	0	0	1,009 +191
新制度の対象と ならない幼稚園、 認可外保育施設等	1/2	1/4	1/4	1,004	502	251	251	左と同額				
合計※1				3,882	1,532	766	1,584	4,375 +493	1,683 +151※2	842 +76	1,850 +266	

※1 端数処理の関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

※2 内閣府の補正予算には、上記(+151億円)のほか、人事院勧告を踏まえた人件費の改定(+108億円)及び既定予算の残余(△101億円)と合わせて158億円を計上。

幼児教育・保育の無償化に係る国と地方の所要額について (令和2年度予算)

区分			国・地方合計（億円）			
			国	都道府県	市町村	
施設型給付 (地域型保育給付含む)	<新制度> 保育所・幼稚園等	私立	4,980	2,490	1,245	1,245
		公立	2,038	-	-	2,038
子育てのための 施設等利用給付	新制度の対象とならない幼稚園等		1,247	623	312	312
	認可外保育施設等		267	133	67	67
	預かり保育等		326	163	82	82
合計			8,858	3,410	1,705	3,743

<備考>

四捨五入により、端数において合計とは一致しない。